

アジア・太平洋 障害者の10年の到達点

1999NGO調査報告

2000年3月31日

アジア太平洋障害者の10年推進NGO会議(RNN)

この調査研究は社会福祉・医療事業団の助成によるものです。

はじめに

国連・障害者の１０年の後、アジア太平洋地域では独自の「１０年」を設けて障害者の「完全参加と平等」に向けてのユニークな取り組みを続けています。このアジア太平洋障害者の１０年（1993-2002）では、各国とE S C A P（国連アジア太平洋経済社会委員会）が取り組むべき次の１２領域の「行動課題」が１９９２年にE S C A P総会で定められ、それをさらに具体化し年次別目標にした「７２項目の目標」が１９９５年E S C A P主催の「１０年」評価会議で決まりました。これらの会議には多くのN G Oの代表の参加と発言が保障されました。

- ①国内調整
- ②法律
- ③情報
- ④国民の啓発
- ⑤アクセシビリティとコミュニケーション
- ⑥教育
- ⑦訓練と雇用
- ⑧障害原因の予防
- ⑨リハビリテーション・サービス
- ⑩福祉機器
- ⑪自助組織
- ⑫地域協力

最終年の２００２年を間近に控え、「アジア太平洋障害者の１０年推進推進N G O会議」（RNN: Regional NGO Network for the Promotion of Asia and Pacific Decade of Disabled Persons）では、「国際リハビリテーション協会」（RI, Rehabilitation International）アジア太平洋地域社会委員会と共同で、この「７２項目の目標」の達成状況について各国N G Oの意見を収集することとしました。「１０年」の「行動課題」はどこまで達成されたのか、そして残された課題は何かを明らかにして、最後の数年の取り組みをより効果的にすすめるためです。また、この調査によって各国政府とE S C A P自身による進捗状況評価を促すことも期待しています。

今回の調査の結果、最もよく実行されていると評価された領域は「教育」と「リハビリテーション」、最も遅れていると評価された領域は「国民の啓発」と「アクセシビリティとコミュニケーション」であることが明らかになりました。と、同時により客観的な、国際比較も可能な評価手段の開発が急務であることも示唆されました。

この調査が行われているさなか、１９９９年１１月にE S C A P主催の「１０年」評価会

議がバンコクで開かれ、「72項目の目標」は拡充・修正されて「107項目の目標」となりました（その仮訳は巻末資料参照）。その目標年次はすべて「10年」の最終年、2002年と定められました。それぞれの国で政府と障害関係NGOが協力して、この「107項目の目標」に対して自分の国はどこまで実現しているのかを評価・確認し、のこされた3年間の課題をより鮮明にすることが望まれます。そのような取り組みにこの報告が役立てられれば幸いです。

RNNとしても各国の加盟団体等によびかけて「107項目の目標」を活用した現状評価と課題の明確化をすすめ、本年12月中旬にバンコクで開かれる「アジア太平洋障害者の10年キャンペーン2000」の会議で経験交流を行いたいと考えています。とくに今回の評価は各国NGOの代表や役員の個人の意見によるものでしたが、2000年以降はより集団的な評価を行い、行動に結びつくような工夫が望まれます。

今回の調査を進めてくださった国際リハビリテーション協会アジア太平洋地域社会委員会委員長の佐藤久夫氏、同委員会委員の岩田直子氏、および回答くださった各国の皆様には心から感謝申し上げます。

また今回の調査とその報告書の発行は社会福祉・医療事業団の助成によってはじめて可能となりました。そのご支援に深く感謝いたします。

なお、この報告書の英語版も作成しておりますので、ご活用いただければ幸いです。

2000年3月31日

アジア太平洋障害者の10年推進推進NGO会議（RNN）

事務局長 丸山一郎

目次

はじめに

目的と方法	1
-------	---

結果	5
----	---

(1) 国別評価	5
----------	---

(2) 領域・項目別評価	7
--------------	---

(3) 領域別・国別評価	7
--------------	---

おわりに	10
------	----

資料

(1) 調査協力依頼状	18
-------------	----

(2) 記入上の注意事項と調査票	19
------------------	----

(3) Fax sheet (ファックスでの回答用)	29
----------------------------	----

(4) 「72項目の目標」全文	31
-----------------	----

(5) 修正版目標(「107項目の目標」)仮訳	57
-------------------------	----

目的と方法

「72項目の目標」が決定されたのは1995年であり、かつこれは目標年まで設けている具体的な目標であるのに、ESCAP自身も個別政府もその達成状況の評価を行っていない。まもなく残すところ3年間になるのであるから、成果と残された事項を整理して確実な取り組みを行うべきであろう。

そこで、ESCAPと政府自身の取り組みを促す効果も考慮しつつ、RNNと国際リハビリテーション協会（RI）アジア太平洋地域社会委員会とが合同で、1999年9月から11月にかけて、この「72項目の目標」の達成状況についてのNGOによる評価を行った。調査票の作成と調査の実施、分析はRIアジア太平洋地域社会委員会の佐藤久夫とと岩田直子が行い、中間的まとめをマレーシアでのキャンペーン会議で報告した。

調査の回答者はRNNの国別会員団体の代表又は役員とし、調査票を23団体（すなわち23カ国）に送付し、14団体からの回答を得た。RNNは12の国別障害者団体とこの地域の8つの国際NGO（世界ろうあ連盟、RIなど）とを会員とするが、今回は各国における達成状況を各国を代表する障害者団体（の連合組織）の代表の視点で評価することとしたため、国別会員のみに送った。RNNの国別会員をもたない国については、RNN事務局の情報により過去のキャンペーン会議への参加が見られた代表的な団体を選定した。それらはRIやDPIなどの会員団体かそれらの連合体であった。

72項目の目標のなかで、今回の調査に使われたのは目標年が1998年までとなっている55項目のみとした。（行動課題のなかの12番目の領域、「地域協力」は主としてESCAPが行うべき目標であるので、今回の調査項目には含まれていない。）

そして複雑さを避けるために、各項目の目標年次内に達成されたかどうかに関わりなく、1999年秋の調査回答時点において達成されたかどうかのみを質問した。評価は4レベルのどれかを選んでもらう方法によって行った。

レベル1：まったくあるいはほとんど対策が取られていない（0－4％）

レベル2：やや実行されている（5－49％）

レベル3：かなり実行されている（50－95％）

レベル4：完全にあるいはほぼ完全に実行されている（96－100％）

今回の調査では団体としての公式の評価ではなく、代表又は代表が指名した主要な役員の個人の意見を集めることとした。時間の制約のもとで最大の回収率を確保するためであった。ただし回答にあたっては一部の状況のみでなく全国的な視点で評価す

るよう要望した。なお結果の公表にあたっては回答者の氏名、役職、団体、国を付記することをあらかじめ断って調査を行った。

調査票は郵送で送付し、回答は郵送、ファックス、Eメール、持参など多様な方法でなされた。

対象とした23カ国および回答のあった14カ国はつぎのとおりである。

バングラデシュ（回答あり）

香港特別行政区（回答あり）

インドネシア（回答あり）

日本（回答あり）

韓国（回答あり）

ネパール（回答あり）

タイ（回答あり）

マレーシア（回答あり）

オーストラリア（回答あり）

ベトナム（回答あり）

モンゴル（回答あり）

シンガポール（回答あり）

スリランカ（回答あり）

中国（回答あり）

パキスタン

フィリピン

ニュージーランド

ミャンマー

カンボジア

イラン

フィジー

インド

ラオス

各国（各団体）の回答者は団体の代表者または役員でつぎのとおりである（前述のように報告書には回答者の個人名・団体名・役職を付記する旨あらかじめ了解を得ている）。この調査は民間団体の意見を尋ねるものであったが、モンゴルからの回答は、手違いで政府の障害者政策の担当者からのものとなった。

BANGLADESH

Shahidul Haque (Executive Director)

Social Assistance and Rehabilitation for the Physically Vulnerable (SARPV)

P. R. CHINA

Zhao Tizun (Director, CBR project)

China Rehabilitation Research Center

HONGKONG SAR.

Philip Yuen (Rehabilitation Division Officer)

Joint Council for the Physically and Mentally Disabled

JAPAN

Ichiro Maruyama (Board Member)

Promotion Council for the New Decade

KOREA

ILMook Cho (President)

Korean Society for Rehabilitation of Persons with Disabilities

MALAYSIA

Zainal Abidin/Cheah (Secretary General)

Malaysian Council for Rehabilitation

MONGOLIA

Sh. Enkhbat (Director, Department of Policy and Coordination)

Ministry of Health and Social Welfare

NEPAL

Munishwor Pande (President)

National Federation of the Disabled – Nepal (NFD)

SINGAPORE

Lim Puat Tiak (Senior Executive, Disability Services Department)

National Council of Social Service

VIETNAM

Ms. Hoang Lan (Vice Chairperson, General Security)

The Society for Support of Vietnamese Handicapped and Orphans

AUSTRALIA

Helen McAuley (Policy Officer)

ACROD

INDONESIA

Mrs. M.S. Soegeng Soepari (4th Chairperson of NNN of Indonesia)

Indonesian National Council on Social Welfare

SRILANKA

Prgmadasa Dissanayake (President)

Srilanka Foundation for the Rehabilitation of the Disabled

THAILAND

Narong Patibatsarakich (Chair of Law Sub Committee)

DPI Thailand

結果

回答結果の集計・分析にあたっては次のように、レベル1を0点、レベル2を1点、レベル3を2点、レベル4を3点とした。「まったくあるいはほとんど対策が取られていない」というレベル1の意味から考えて、1点ではなく0点とすることが適当であるからである。

レベル1：まったくあるいはほとんど対策が取られていない（0－4％）	= 0点
レベル2：やや実行されている（5－49％）	= 1点
レベル3：かなり実行されている（50－95％）	= 2点
レベル4：完全にあるいはほぼ完全に実行されている（96－100％）	= 3点

以下の調査結果の表では、各55項目の目標はその要旨のみを掲げてある。多くの場合原文は付属資料1にあるように長い文章であり、多様な内容が含まれている。たとえば、「国内調整」領域の最初の目標「1. 1」は表1の要旨では「国内調整委員会(NCC)を設立する」としてあるが、全文は「国内障害問題調整委員会（NCC）を設立する。NCCは、「10年」の行動課題実施のための多分野アプローチの推進に必要なことを議会・政府首脳に責任を持って説明する適切な機構を備え、全地方自治体、関連省庁、政府機関の政策決定レベルの代表と、障害者自助団体や障害のある女性を含むNGOによって構成され、資源の適切な割り当てを受けるものである。」となっている。

したがって、NCCが設けられていてもその機能と権限、参加メンバーの構成、資源・資金的裏付けなどの点から見て不足があれば、「レベル4（完全にあるいはほぼ完全に実行されている）」と評価することはできない。

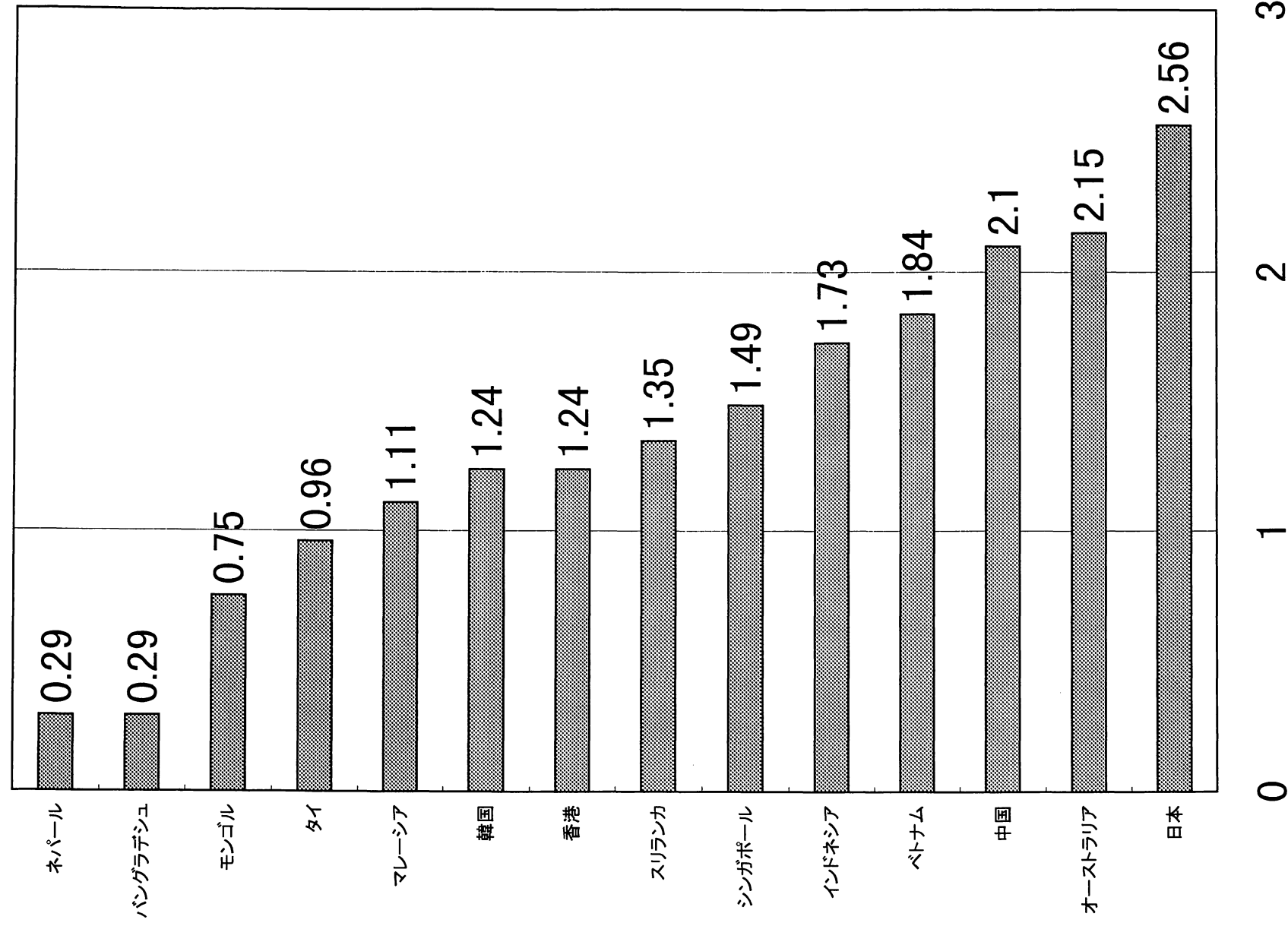
（1）国別評価

国別には日本（2.56点）、オーストラリア（2.15点）、中国（2.10点）などの回答者の評価が高く、ネパール、バングラデシュ（いずれも0.29点）などで低かった（図1）。

14カ国全体の平均は1.36点であり、半分達成を意味する1.5点にも届いていない。評価の対象は1998年まで、つまりアジア太平洋障害者の10年の最初の6年間で実行すべき55項目を1999年秋（7年目）の時点で評価したものであり、全体として50％の達成にも達していないと評価されたことになる。

なお、今回の調査方法に規定されて、ここには実際の達成度とともに回答者の主観的な評価、あるいは「満足度」も反映されていると考えられる。たとえば、各領域の

図1 国別平均評価点



障害者施策がかなり進んでいる香港特别行政区の方が中国よりも達成度が低いと評価されている点などにそのことが示されている。

（２）領域・項目別評価

「行動課題」の領域のなかで平均して最も達成度が高いと評価されたのは、リハ・サービス（１．５２点）、自助組織（１．４９点）で、最も低かったのは国民の啓発（１．１２点）、ついでアクセシビリティとコミュニケーション（１．２０点）であった（図２）。常に重視され、かつ予算的にもそれほど多くを要しない国民の啓発の領域の評価が低かった点が印象的である。またアクセシビリティとコミュニケーションは障害者の社会参加の手段として基礎的なものであり、これらの評価点が１に近いということは「やや実行されている」程度と評価されていることを意味する。

前述のように５０％実行が評価点１．５点に相当するので、これを何とかクリアしているのは「リハビリテーションサービス」のみということになる。表１に紹介されているように「リハビリテーションサービス」領域の５つの「目標」はすべてＣＢＲ（Community Based rehabilitation、地域に根ざした住民参加のリハビリテーション）に関わるもので、これへの障害者の参加が十分ではないとはいえ、政府としてＣＢＲ推進の計画を一応は立てて進めていることから比較的多くの国からの回答が「レベル３」（かなり実行されている＝２点）となったものである。

個別の「目標」を見ると、目標 2.6「関税法を見直し障害者ための物品を免税とする」が平均 2.00 で最も達成度が高く、ついで目標 5.5「既存の法令に障害者のための環境改善を組み込む」が平均 1.93、目標 11.1「障害者の自助団体の全国的フォーラムを設立する」が平均 1.79 となっている。

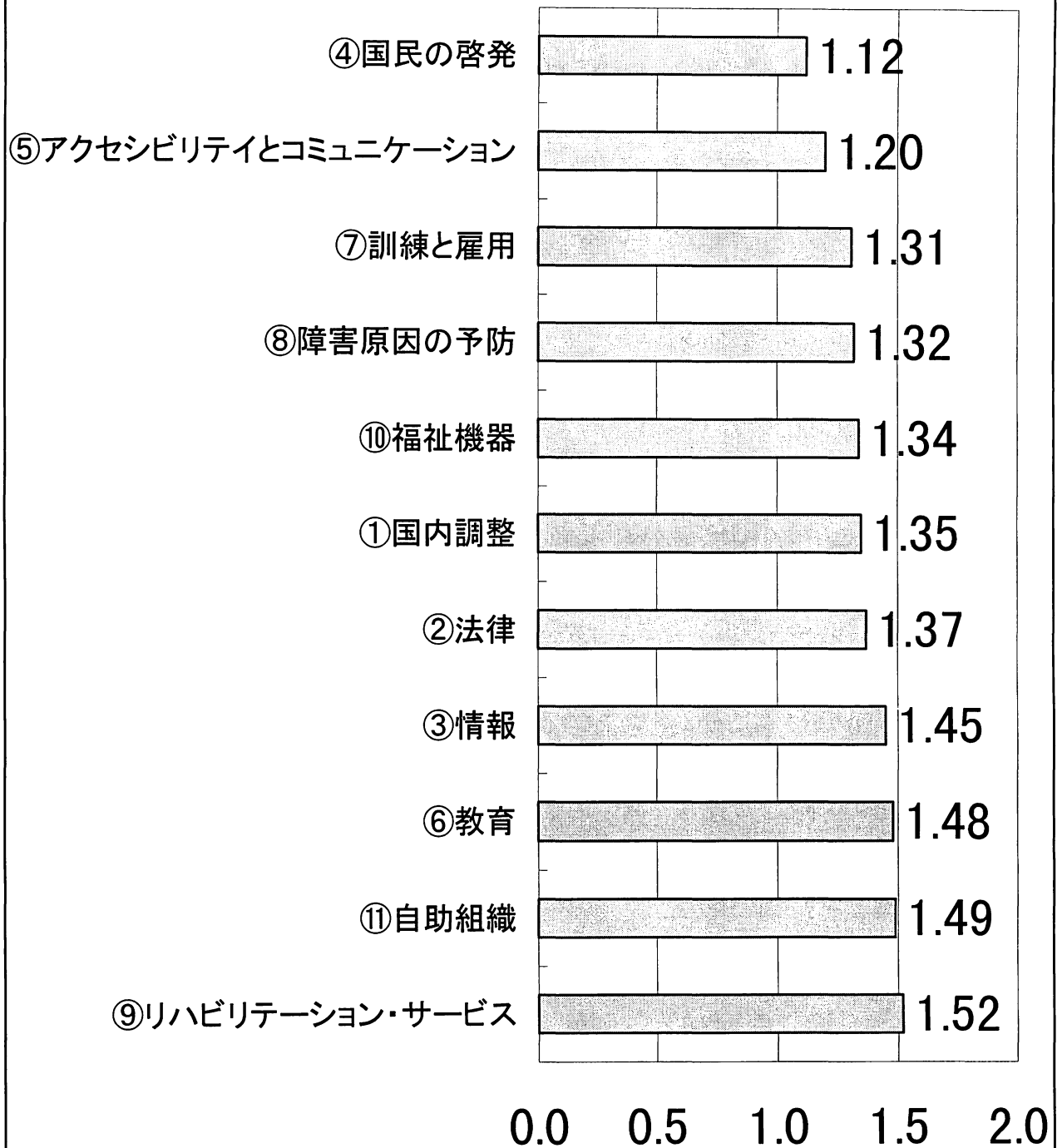
最も達成度が低いと評価されたのは目標 4.4「『１０年』記念の初日カバーと切手を発行する」で平均 0.5 であった。これはとくに実施したかどうかが明確な項目である。ついで目標 5.4「建築その他の技術者の教育にバリアフリーを組み込む」は平均 0.79 であった。上記の目標 5.5 がかなり高い点であるので、アクセス視点が建築規則には入ったが専門職員養成までには届いていないということであろう。

（３）領域別・国別評価

表１を活用して、領域別・国別の傾向をやや詳しく見てみる。

まず「①国内調整」では、中国とインドネシアで国内調整委員会とその運営委員会がほぼ理想的な形で設立されていると評価されている。そのほか、日本、韓国、マレ

図2 領域別平均評価点



ーシア、ベトナム、オーストラリアなどで「かなり実行されている」と回答されているが、ネパール、シンガポール、タイなどでは全くあるいはほとんど対策がとられていないと評価されている。国内行動計画も3カ国では策定されていないと回答されている。

「②法律」の領域では、関税法やその他の税制面の法律についてはかなり取り組まれているようであるが、サービスに関わる法律や権利に関わる実体法の見直しの体制は非常に遅れているようである。国としての社会保障制度については、中国、日本、ベトナム、オーストラリアで「完全にあるいはほぼ完全に実行されている」と評価された一方、バングラデシュ、マレーシア、ネパール、シンガポールでは「全くあるいはほとんど対策がとられていない」とされた。

「③情報」の領域では、オーストラリアで国内情報センターの設立がなされ、障害者実態調査が中国、日本、ベトナム、オーストラリアでなされ、韓国、ネパール、インドネシア、スリランカ、タイで「かなり」実行されているとされた。「かなり」という意味は、準備が始まったということも含まれる。

「④国民の啓発」は、全体として達成率がもっとも低いと回答された領域である。とくに「10年」記念切手等の発行が全体平均で0.5点であった。学校教材の点検と見直し、国民啓発のための有効なモニタリング体制の確立なども平均して1点程度の実行状況である。ただし「10年」関連記事をマスコミで取り上げるという点では「やや」あるいは「かなり」実行されているという答えであった。

「⑤アクセシビリティとコミュニケーション」の領域では、既存の法令に障害者のための環境改善を組み込む、という部分は比較的高いが、建築物、交通機関、外部環境と各論では低くなっている。さらに技術者教育にバリアフリーを組み込む面では一層低くなっている。この領域でまったくあるいはほとんど対策が取られていないとの回答はバングラデシュとネパールからなされた。

この領域でもっともよく実行されていると評価されたのはシンガポールで、平均2.83点であった。シンガポールからの回答につけられたコメントでは、法律が果たす役割の重要性が指摘されている。シンガポールでは、1989年に「Building Control Regulations」を改正し、Code on Barrier-Free Accessibility in Buildingに基づいて全ての新しい建物を障害を持つ者がアクセスできるデザインにすることを定めた。その結果、着実にアクセス可能な建物が増えてきているとのことである。このCode on Barrier-Free Accessibility in Buildingは1990年に最初に策定されたが、当事者団体の要望により1995年に改正されたという。

「⑥教育」の領域では、シンガポールや日本で比較的高く評価された一方、バングラデシュではまったくあるいはほとんど対策が取られていない。モンゴルやネパールでも実施状況は非常に遅れていると回答されていた。

「⑦訓練と雇用」の領域では、ネパールですべての項目に渡ってまったくあるいはほとんど対策が取られていないとされ、バングラデシュでは障害者雇用促進政策の策定がやや実行されていると評価された以外はまったくあるいはほとんど対策が取られていないとされた。最もよく実行されていると評価された日本では、一般の職業訓練への統合条件の確立と新しい雇用機会創出のための機構という2項目で「かなり実行されている」という評価にとどまったものの、そのほかの5項目では「完全にあるいはほぼ完全に実行されている」という評価であった。

「⑧障害原因の予防」の領域では、タイでまったくあるいはほとんど対策が取られていないとされ、バングラデシュでも5つの主要な障害原因の確認を除くと、まったくあるいはほとんど対策が取られていないとされていた。日本やベトナムでは実行状況がよいと評価されていた。

「⑨リハビリテーション・サービス」の領域では、ネパールでC B R戦略について国内の関係者の話し合いがはじめられつつある程度で具体的な進展がなされていないと評価された以外は、いずれの国でもそれなりの取り組みがなされている様子で、全体としての平均評価点1.52となった。

「⑩福祉機器」の領域では、輸入関税の撤廃の項目に「かなり」や「完全にあるいはほぼ完全に」実行されているとの評価がなされた国は、香港、日本、マレーシア、モンゴル、シンガポール、オーストラリア、インドネシア、タイの8カ国であった。この領域全体としてもっとも実行状況が悪いと評価されたのは韓国であった。

「⑪自助組織」の領域では、9カ国で障害者の自助団体の全国フォーラムが設立されていると回答されている（レベル3（2点）が6カ国、レベル4（3点）が3カ国）。モンゴルではそうしたものがまだないようである。「資金助成など自助団体の設立支援政策を策定する」という項目では、オーストラリアが「完全にあるいはほぼ完全に実行されている」と評価していた。この項目で「かなり実行されている」とした国は7カ国であった。

おわりに

今回の調査では「72項目の目標」の各国での達成状況を、その国の代表的なNGOのひとりの役員の視点で、4点のスケールを用いて評価した。

「72項目の目標」は他の国際政府機関の文書に比べて具体的ではあるが、それでも1つの目標項目にいくつかのサブ目標が含まれているものが多く、かつ「推進する」などの抽象的な表現も多い。またすべてを共通の4点スケールで評価する点や「個人」の評価で国を代表させた点など、限界も多い。

今後は、択一式回答と文書コメントを併用して、評価基準の標準化を図ることや、

各国内で合意形成検討会（コンセンサスカンファレンス）を開いて回答するようにする、あるいは、各目標をできるだけサブカテゴリーに区分して評価をするなど、一層の改善が求められる。（この検討会で合意が得られない場合、多数意見と少数意見に分けて回答するなど可能である。）

とくに合意形成検討会は、より客観的な回答を得るためばかりでなく、その国内の関係者が自国における「行動課題」の進捗状況に関する共通認識をもつうえできわめて有効な手段と考えられる。その国における主要な障害者団体のリーダーたちの間で、ある分野の対策が進んでいるのか、遅れているのかに関する意見がバラバラで共通の認識がないとしたら、マスコミや政府・議会に対して説得力のある運動を展開することはできない。

新たに策定された「１０７項目の目標」を利用して、今度は個人ではなく集団で到達点・実情を把握・評価し、２００２年の最終年に向けての国内行動課題を明確にすることが望まれる。そうした評価を２０００年１２月のバンコクでのキャンペーン会議に持ち寄り、各国の経験を交流し、他国の進んだ分野の経験に学び会うということが期待される。

１９９５年の「７２項目の目標」も、１９９９年の「１０７項目の目標」も、ジェンダーの視点を強調している。「７２項目の目標」では「行動課題」の各領域にジェンダー視点での目標が独立して設定され、チェックリストとしても使えるようになっている。今回の調査では、この「ジェンダー視点での目標」は実施団体が政府のみならず、女性団体、労働組合、セルフヘルプグループ、権利擁護団体、ユニセフ、ユネスコ等々、多様であるため、達成状況を評価することが困難なと考えられ、評価の対象外とした。しかし、非常に重要な視点であることには変わりない。今後、「１０７項目の目標」を評価する上で、ジェンダーの視点を明確に組み込む必要があろう。

表1 「72項目の目標」の評価(詳細版)

目標(要点)	ハン グ ラ デ シ	中国	香港	日本	韓国	マレー シア	モン ゴル	ネ パ ール	シンガ ポー ル	ベト ナム	オース トラ リア	インド ネシア	スリ ラン カ	タイ	平均
1. 国内調整															
1.1 国内調整委員会 (NCC)を設立する	2	3	2	2	2	2	1	0	0	2	2	3	1	0	1.57
1.2 NCC 運営委員会を設立する	1	3	0	2	2	2	1	0	0	2		3	2	0	1.38
1.3 国内行動計画を策定する	1	2	3	3	2	1	1	0	0	2	2	2	0	1	1.43
1.4 全貧困緩和事業への貧しい障害者の参加を優先させる	0	3	0	2	2	1	1	0	0	3	2	1	0	0	1.07
1.5 貧困緩和事業の補助認可過程への障害者の参加	0	3	0	2	2	1	0	0	0	3	2	1	2	2	1.29
平均 0.80 2.80 1.00 2.20 2.00 1.40 0.80 0.00 0.00 2.40 2.00 2.00 1.00 0.60 1.35															
2. 法律															
2.1 全実体法を調査する適切な機構を設立する	0	2	0	2	2	1	1	0	0	1		1	2	0	0.92
2.2 全実体法を調査・確認する	0	2	0	2	3	0	1	0	0	1		1	2	0	0.92
2.5 国としての社会保障制度を導入する	0	3	3	2	2	0	1	0	0	3	3	2	1	2	1.57
2.6 関税法を見直し障害者のための物品を免税とする	0	2	3	3	3	2	1	1	2	2	3	2	2	2	2.00
2.7 障害者に係わるその他の税の優遇措置を導入する	0	2	1	3	2	1	2	0	2	3	1	1	0	2	1.43
平均 0.00 2.20 1.40 2.40 2.40 0.80 1.20 0.20 0.80 2.00 2.33 1.40 1.40 1.20 1.37															
3. 情報															
3.1 障害に関する国内情報センターを設立する	0	2	1	2	2	0	0	0	1	2	3	2	1	1	1.21
3.2 障害者実態調査を開始する	0	3	0	3	2	0	0	2	0	3	3	2	2	2	1.57
3.3 「行動課題」を自国語に翻訳する	1	3	0	3	1	2	2	0	0	1	1	2	3	3	1.57
平均 0.33 2.67 0.33 2.67 1.67 0.67 0.67 0.67 0.33 2.00 2.33 2.00 2.00 2.00 1.45															

目標(要点)	ハン グ ラ デ ン	中国	香港	日本	韓国	マレー シア	モン ゴル	ネ パ ール	シンガ ポー ル	ベト ナム	オー ス トラ リア	インド ネシア	スリ ラン カ	タイ	平均
4. 国民の啓発															
4.1「10年」関連記事をマスコミで取り上げる	1	3	1	2	1	1	1	0	1	3	2	2	2	2	1.57
4.3 教材を見直し障害者の統合に役立つものに改訂する	0	2	0	3	1	2	1	0	1	2		1	1	1	1.15
4.4「10年」記念の初日カバーと切手を発行する	0	?	0	0	1	1	0	0	0	1		1	2	0	0.50
4.5 メディア政策に障害分野を含め否定的イメージ描写をなくす	0	3	1	3	1	0	1	0	1	1	3	3	1	0	1.29
4.6 国民啓発のための有効なモニタリング体制を確立する	0	2	1	2	1	1	1	0	0	2	2	1	2	0	1.07
平均	0.20	2.50	0.60	2.00	1.00	1.00	0.80	0.00	0.60	1.80	2.33	1.60	1.60	0.60	1.12
5. アクセシビリティとコミュニケーション															
5.1 公共的建築物の基準要件にバリアフリーを組み込む	0	2	2	3	1	1	0	0	3	1	2	2	0	2	1.36
5.2 公共交通機関にバリアフリー機能を組み込む	0	1	2	2	0	1	0	0	3	0	2	1	0	2	1.00
5.3 道路等建物の外部環境を利用できるものにする	0	1	1	2	1	1	0	0	3	0	2	1	0	2	1.00
5.4 建築その他の技術者の教育にバリアフリーを組み込む	0	2	0	1	0	1	0	0	3	1	1	0	1	1	0.79
5.5 既存の法令に障害者のための環境改善を組み込む	0	3	3	2	1	2	2	0	3	2	3	2	2	2	1.93
5.8 点字、拡大文字、手話、字幕などのサービスを用意する	0	1	1	2	0	2	0	0	2	2	2	3	1	0	1.14
平均	0.00	1.67	1.50	2.00	0.50	1.33	0.33	0.00	2.83	1.00	2.00	1.50	0.67	1.50	1.20
6. 教育															
6.2「すべての人々に教育を」の政策に障害者を含める	0	2	1	2	2	2	0	1	2	1	2	1	2	2	1.43
6.3 障害児の早期療育プログラムを導入する	0	1	3	3	2	2	0	0	3	2	2	3	2	0	1.64
6.5 一般の教員養成カリキュラムに特殊教育を含める	0	2	1	2	1	2	1	0	3	2	2	2	1	0	1.36
6.6 障害児に中学レベルの科学技術教育を保障する	0	2	2	3	2	1	0	0	3	2	2	2	2	0	1.50
平均	0.00	1.75	1.75	2.50	1.75	1.75	0.25	0.25	2.75	1.75	2.00	2.00	1.75	0.50	1.48

目標(要点)	バン グラ デシ	中国	香港	日本	韓国	マレー シア	モン ゴル	ネ パー ル	シンガ ポー ル	ベト ナム	オース トラ リア	インド ネシア	スリラ ンカ	タイ	平均
7. 訓練と雇用															
7.1 一般の職業訓練体制への障害者の参加を促進する	0	2	1	3	0	1	0	0	3	2	2	1	2	0	1.21
7.2 一般の職業訓練のカリキュラムと支援サービスを改善する	0	2	2	2	0	1	0	0	3	2	2	2	2	0	1.29
7.3 障害者雇用促進政策を策定する	1	3	1	3	2	0	1	0	0	2	2	3	2	2	1.57
7.4 新しい雇用機会創出のための機構を設立する	0	2	3	2	0	0	1	0	1	2	2	2	1	1	1.21
7.5 障害者の訓練と雇用のための年次行動目標を策定する	0	3	1	3	1	0	1	0	1	2	2	1	2	1	1.29
7.6 重度障害者のための生産センターを設立する	0	1	3	3	1	1	1	0	2	1	3	2	2	1	1.50
7.9 障害者の自営業を支援する低利融資などの制度を設ける	0	2	0	3	0	1	1	0	0	2	1	2	1	2	1.07
平均 0.14 2.14 1.57 2.71 0.57 0.57 0.71 0.00 1.43 1.86 2.00 1.86 1.71 1.00 1.31															
8. 障害原因の予防															
8.1 5つの主要な障害原因を確認する	1	2	3	3	1	1	0	1	3	2	3	2	1	0	1.64
8.2 5つの主要な障害原因の予防教育を開始する	0	2	1	3	1	2	0	1	2	2	2	2	1	0	1.36
8.5 地雷廃止国際キャンペーンに公式に参加する	0	?	0	3	0	0	1	3	2	3	2	1	1	0	1.23
8.6 レーザー兵器禁止キャンペーンを準備する	0	?	0	3	1	0	0	2	0	3	2	0	1	0	0.92
8.7 各種安全基準が障害予防に重要であることを認識する	0	1	1	3	1	2	1	0	3	3	2	2	1	0	1.43
平均 0.20 1.67 1.00 3.00 0.80 1.00 0.40 1.40 2.00 2.60 2.20 1.40 1.00 0.00 1.32															

目標(要点)	バン グラ デシ	中国	香港	日本	韓国	マレー シア	モン ゴル	ネ パール	シンガ ポール	ベト ナム	オース トラリア	インド ネシア	スリラ ンカ	タイ	平均
9. リハビリテーションサービス															
9.1 CBR計画の立案と実施に障害者の参加を確保する	1	2	1	3	2	2	1	0	2	2	2	2	2	1	1.64
9.2 国のCBR戦略を障害者を含めた関係者が話し合う	1	2	0	3	2	2	1	1	1	1		2	2	1	1.46
9.3 国のCBR戦略を開発する	0	3	0	3	2	2	1	0	1	2	2	2	3	1	1.57
9.4 CBR管理者、ワーカー、ボランティアとしての障害者の参加	0	3	1	3	2	1	1	0	1	2	2	2	1	0	1.36
9.6 CBRを支援するリハサービスの現状を確認する	1	2	1	3	2	2	1	0	2	2	2	2	2	0	1.57
平均	0.60	2.40	0.60	3.00	2.00	1.80	1.00	0.20	1.40	1.80	2.00	2.00	2.00	0.60	1.52
10. 福祉機器															
10.1 福祉機器についての国の基準と助成制度を確立する	1	2	2	3	0	1	0	0	2	2	2	2	1	2	1.43
10.2 福祉機器とその材料について輸入関税を免除する	1	1	3	3	0	2	3	1	2	1	3	2	0	2	1.71
10.3 福祉機器に優遇措置を設けて輸出入を容易にする	0	1	2	3	0	1	1	0	2	1	2	0	0	1	1.00
10.4 福祉機器の入手と修理を容易にする	0	2	2	3	1	1	1	0	2	2	2	2	1	2	1.50
10.5 優遇税制や助成金により福祉機器の国内生産を促す	0	1	1	3	0	1	2	0	2	2		1	1	0	1.08
平均	0.40	1.40	2.00	3.00	0.20	1.20	1.40	0.20	2.00	1.60	2.25	1.40	0.60	1.40	1.34
11. 自助組織															
11.1 障害者の自助団体の全国フォーラムを設立する	1	2	3	3	1	1	0	2	2	1	3	2	2	2	1.79
11.2 農村部を含め様々な障害の自助グループを開発する	1	2	2	3	1	1	0	1	2	2	2	2	1	2	1.57
11.3 NCCのもとに自助団体と各省庁が協議する機構を作る	0	2	2	3	2	1	1	0	1	1	2	2	2	0	1.36
11.4 資金助成など自助団体の設立支援政策を策定する	0	2	0	2	2	1	1	0	2	2	3	2	1	2	1.43
11.5 自助団体のリーダー訓練事業を開発する	1	2	0	3	1	0	1	0	2	2	2	2	1	1	1.29
平均	0.60	2.00	1.40	2.80	1.40	0.80	0.60	0.60	1.80	1.60	2.40	2.00	1.40	1.40	1.49

表2 「72項目の目標」の評価(点数順)

目標(要点)	均
4.4「10年」記念の初日カバーと切手を発行する	0.50
5.4 建築その他の技術者の教育にバリアフリーを組み込む	0.79
2.1 全実体法を調査する適切な機構を設立する	0.92
2.2 全実体法を調査・確認する	0.92
8.6 レーザー兵器禁止キャンペーンを準備する	0.92
5.2 公共交通機関にバリアフリー機能を組み込む	1.00
5.3 道路等建物の外部環境を利用できるものにする	1.00
10.3 福祉機器に優遇措置を設けて輸出入を容易にする	1.00
1.4 全貧困緩和事業への貧しい障害者の参加を優先させる	1.07
4.6 国民啓発のための有効なモニタリング体制を確立する	1.07
7.9 障害者の自営業を支援する低利融資などの制度を設ける	1.07
10.5 優遇税制や助成金により福祉機器の国内生産を促す	1.08
5.8 点字、拡大文字、手話、字幕などのサービスを用意する	1.14
4.3 教材を見直し障害者の統合に役立つものに改訂する	1.15
3.1 障害に関する国内情報センターを設立する	1.21
7.1一般の職業訓練体制への障害者の参加を促進する	1.21
7.4 新しい雇用機会創出のための機構を設立する	1.21
8.5 地雷廃止国際キャンペーンに公式に参加する	1.23
1.5 貧困緩和事業の補助認可過程への障害者の参加	1.29
4.5 メディア政策に障害分野を含め否定的イメージ描写をなくす	1.29
7.2 一般の職業訓練のカリキュラムと支援サービスを改善する	1.29
7.5 障害者の訓練と雇用のための年次行動目標を策定する	1.29
11.5 自助団体のリーダー訓練事業を開発する	1.29
5.1 公共的建築物の基準要件にバリアフリーを組み込む	1.36
6.5 一般の教員養成カリキュラムに特殊教育を含める	1.36
8.2 5つの主要な障害原因の予防教育を開始する	1.36

9.4 CBR管理者、ワーカー、ボランティアとしての障害者の参加	1.36
11.3 NCCのもとに自助団体と各省庁が協議する機構を作る	1.36
1.2 NCC 運営委員会を設立する	1.38
1.3 国内行動計画を策定する	1.43
2.7 障害者に係わるその他の税の優遇措置を導入する	1.43
6.2 「すべての人々に教育を」の政策に障害者を含める	1.43
8.7 各種安全基準が障害予防に重要であることを認識する	1.43
10.1 福祉機器についての国の基準と助成制度を確立する	1.43
11.4 資金助成など自助団体の設立支援政策を策定する	1.43
9.2 国のCBR戦略を障害者を含めた関係者が話し合う	1.46
6.6 障害児に中学レベルの科学技術教育を保障する	1.50
7.6 重度障害者のための生産センターを設立する	1.50
10.4 福祉機器の入手と修理を容易にする	1.50
1.1 国内調整委員会 (NCC)を設立する	1.57
2.5 国としての社会保障制度を導入する	1.57
3.2 障害者実態調査を開始する	1.57
3.3 「行動課題」を自国語に翻訳する	1.57
4.1 「10年」関連記事をマスコミで取り上げる	1.57
7.3 障害者雇用促進政策を策定する	1.57
9.3 国のCBR戦略を開発する	1.57
9.6 CBRを支援するリハサービスの現状を確認する	1.57
11.2 農村部を含め様々な障害の自助グループを開発する	1.57
6.3 障害児の早期療育プログラムを導入する	1.64
8.1 5つの主要な障害原因を確認する	1.64
9.1 CBR計画の立案と実施に障害者の参加を確保する	1.64
10.2 福祉機器とその材料について輸入関税を免除する	1.71
11.1 障害者の自助団体の全国フォーラムを設立する	1.79
5.5 既存の法令に障害者のための環境改善を組み込む	1.93
2.6 関税法を見直し障害者のための物品を免税とする	2.00

調査協力依頼状

Dear Colleagues,

Thank you for your initiative for the Asian and Pacific Decade of Disabled Persons 1993-2002 (APDDP).

Social Commission for Asia and Pacific of Rehabilitation International and RNN for APDDP have jointly started a research work on the implementation of "the 72 targets" for the APDDP. "The 72 targets" is a very unique and important document to monitor the implementation of the Agenda for Action of the APDDP. The full title of the document is "Targets and Recommendations for Implementation of the Agenda for Action for the Asian and Pacific Decade of Disabled Persons" and it was decided at the first inter-governmental review meeting convened by ESCAP to monitor the progress of the implementation of the Agenda for Action in Bangkok in June 1995 in which many RNN members attended as an observer and took part in the discussion, and officially adopted by the ESCAP General Assembly in April 1996. The Agenda for Action has 12 areas which were further broken down into 72 concrete and detailed targets with a specific dead line year. Thus it is expected to be used to monitor the progress in each country. But it seems that no country nor ESCAP itself has used it for evaluation purpose.

Although the ESCAP and member governments have the primary responsibility to monitor the implementation, we NGOs can do something to encourage the GOs. We would like to collect evaluation made by NGOs of the implementation of the 72 targets, analyze the information and look for the future action needed.

The results would be reported at the Campaign 99 in Kuala Lumpur and also sent to your organization by mail. In the process of analyzing the collected information, we need to be very careful that the questionnaire and the research methods used is not yet affirmed its full reliability. However, first step needs to be taken as we are approaching to the end of the Decade. We deeply appreciate your assistance and participation.

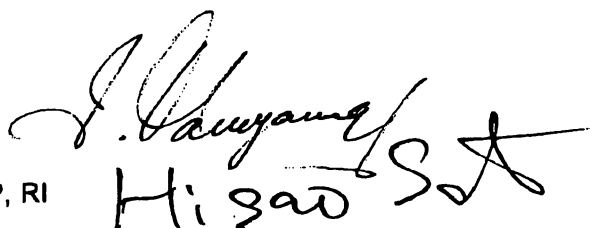
See you soon in Kuala Lumpur.

Sincerely Yours.

20 September, 1999

Ichiro Maruyama, Secretary General, RNN

Hisao Sato, Chair, Social Commission for AP, RI

The block contains two handwritten signatures. The first signature is in cursive and appears to read 'I. Maruyama'. The second signature is also in cursive and appears to read 'Hisao Sato'.

記入上の注意事項と調査票

RNN and RI Joint Research on the Implementation of “72 Targets” of APDDP

Your Country: _____
Your Name: _____
Your Organization: _____
Your Title(Post) in the Organization: _____

Level of the implementation

1. No or few measure has been taken (0-4%)
2. Slightly implemented (5-49%)
3. Fairly implemented (50-95%)
4. Fully or nearly fully implemented(96-100%)

Attention

*Evaluate each target from a nationwide point of view. Don't evaluate these targets only from your community. Select only one (nearest to your idea) among 4 potions for each target.

*Some targets with planed year later than 1998 were excluded from this survey, leaving __targets in the questionnaire.

*Evaluate each targets whether it has been implemented BY NOW (the moment you fill the questionnaire) or not, regardless the planned year of the target. (Even if the planed year of a target is by 1996 and it was implemented only in 1998, the level of implementation is 4: full implementation. Similarly if a target had been fully implemented before APDDP, the level is also 4.)

*Evaluate all the targets. If you find anything you are not familiar with, ask government or related associations, and don't leave it "no answer" as far as possible.

*We don't need "official " answer of your organization. It may be difficult to arrive at a complete agreement within the organization and will take much time and energy. Instead, a member of the board should answer this research from his/her point of view. Don't forget to write your name and title. The country, organization, title and name of the person who answered the questionnaire would be shown in the research report.

*Use the percentages that are added to the level of implementation as standard if necessary or appropriate.

*Completed questionnaire should be returned to Ms. Naoko Iwata, Okinawa International University, by October 31, by air mail(use this sheet) or by fax(use fax answer sheet)

*CONTACT and INQUIRY

Ms. Naoko Iwata,
Assistant Professor, Okinawa International University
2-6-1 Ginowan, Ginowan city, Okinawa 901-2701 Japan
TEL&FAX +81-98-893-9026
e-mail iwata@okiu.ac.jp

Mr. Hisao Sato,
Professor, Japan College of Social Work
TEL +81-424-92-6111, FAX +81-424-92-6121
e-mail: jcsw-hisao.sato@nifty.ne.jp

1. National Coordination

1.1 Establish a national coordination committee (NCC) on disability concerns with an appropriate mechanism to ensure its accountability to the legislature/head of Government to promote a multisectoral approach to the implementation of the Agenda for Action for the Asian and Pacific Decade of Disabled Persons, 1993-2002, and with 2representation at the policy-making level of all State/provincial Governments, and concerned ministries/ departments and government agencies, substantial representation of NGOs, including self-help organizations of disabled persons, women with disabilities, as well as with adequate allocation of resources.

1	2	3	4
---	---	---	---

1.2 Establish a NCC executive committee with appropriate representation from State/provincial Governments, ministries/departments and government agencies, NGOs, including self-help organizations of people with disabilities and women with disabilities, to ensure timely follow-up and monitoring of the implementation of NCC decisions and as to facilitate NCC functioning.

1	2	3	4
---	---	---	---

1.3 Formulate a national plan of action and incorporate it in national development plans with a time-frame and in-built mechanism for monitoring and evaluation, as well as adequate multisectoral resource allocation for the implementation of the Agenda for Action, and specifically, the targets for national action contained in this document.

1	2	3	4
---	---	---	---

1.4 Prioritize within the national plan of action, the identification of means of promoting the participation of poor persons with disabilities in all poverty alleviation programmes and projects implemented within the country.

1	2	3	4
---	---	---	---

1.5 Specify the participation of persons with disabilities as a criterion for the approval of funding for poverty alleviation programmes and projects.

1	2	3	4
---	---	---	---

2. Legislation

2.1 Establish a suitable mechanism to examine and identify all substantive and procedural laws, such as those covering inheritance, marriage and properties, as well as criminal and civil procedure codes and policy provisions on various subjects.

1	2	3	4
---	---	---	---

1.2 Complete the process of examination and identification of the above-mentioned laws and policy provisions.

1	2	3	4
---	---	---	---

2.5 Introduce a national scheme of social security measures covering financial assistance and subsidies for persons with extensive disabilities and their families living in poverty, as well as primary breadwinners who become disabled and have no other means of income support for their dependants.

1	2	3	4
---	---	---	---

2.6 Review laws relating to customs duties and amend them, to exempt from customs duties the import of vehicles, assistive devices, equipment and materials, including medical supplies, required to facilitate the daily living of people with disabilities, including women with disabilities.

1	2	3	4
---	---	---	---

2.7 Review and amend other taxation laws to provide for incentives in the form of tax benefits to persons with disabilities, manufacturers of indigenous assistive devices and employers of disabled persons.

1	2	3	4
---	---	---	---

3. Information

3.1 Establish a national resource centre with an accessible information and database on the disability situation, including demographic data on persons with disabilities, as well as social and economic dimensions, including employment status, educational level, housing and membership in registered organizations of people with disabilities.

1	2	3	4
---	---	---	---

1.2 Initiate a national sample survey.

1	2	3	4
---	---	---	---

3.3 Translate the Agenda for Action into national and local languages for dissemination through the mass media, folk media, government agencies and voluntary organizations.

1	2	3	4
---	---	---	---

4.Public Awareness

4.1 Ensure that the national and provincial mass media, including private sector and folk media, feature Decade-related issues through regular and accurate coverage that improves public awareness and attitudes towards people with disabilities.

1	2	3	4
---	---	---	---

4.3 Initiate a review of all educational and functional literacy materials in use in the country,

1	2	3	4
---	---	---	---

4.4 Issue first-day covers and commemorative stamps promoting full participation and equality of persons with disabilities in the Asian and Pacific region.

1	2	3	4
---	---	---	---

4.5 Include disability issues in policies relating to information and the media, provide in particular for appropriate time and space for disability concerns, prohibit the depiction of negative inaccurate images of persons with disabilities through performances, especially comedies, films, and cartoons.

1	2	3	4
---	---	---	---

4.6 Establish an effective monitoring mechanism to assess the impact of campaigns and strategies to generate public awareness and improve attitudes towards persons with disabilities.

1	2	3	4
---	---	---	---

5. Accessibility and Communication

5.1 Incorporate barrier-free features as a standard requirement in designs and plans for all new construction, renovation and expansion of buildings and facilities used by members of the public, including transport, educational facilities and housing schemes and theme parks.

1	2	3	4
---	---	---	---

5.2 Include barrier-free features in all mass transport facilities and systems, particularly rail systems which are to be built.

1	2	3	4
---	---	---	---

5.3 Make external built environments accessible, including installing pavements with kerb and provision of adequate space for wheelchair users.

1	2	3	4
---	---	---	---

5.4 Include barrier-free design in the curricula for the training of architects, urban planners and engineers.

1	2	3	4
---	---	---	---

5.5 Incorporate access provisions for people with disabilities into existing building by-laws.

1	2	3	4
---	---	---	---

5.8 Make available reading material in Braille, large print, computer disk, audio cassette and other suitable formats for people who have difficulty in reading regular print; human readers and sign interpreters for people who need them; as well as access to captioning and audio description, radio, telephone and fax machines for information and entertainment for people with sensory disabilities.

1	2	3	4
---	---	---	---

6. Education

6.2 Include girls and boys and women and men with disabilities in all policies, plans and programmes to ensure Education for All, with adequate financial allocations as well as appropriate technical and human resources (including Braille textbooks, education material in audio, visual and other [e.g., large print] formats, indigenous sign language, appropriate assistive devices, physical access and support staff).

1	2	3	4
---	---	---	---

6.3 Introduce early intervention programmes for children with disabilities, with provision for the active involvement of their families, in both rural and urban areas.

1	2	3	4
---	---	---	---

6.5 Include a component on special education and children with special needs in the curricula for regular teacher training, including opportunity for relating directly with such children.

1	2	3	4
---	---	---	---

6.6 Promote the teaching of science and technical skills at the secondary school level to students with disabilities, including blind students.

1	2	3	4
---	---	---	---

6.7 Review and modify the national/State education curricula to facilitate access to education for children and adults with disabilities, including appropriate provisions for the teaching of language, especially to deaf persons and hard-of-hearing persons, and to redress immediately any deficiency in this regard.

1	2	3	4
---	---	---	---

7. Training and employment

7.1 Strengthen the modalities identified by the Asia-Pacific Skills Development Programme to promote the integration of persons with disabilities, with due attention to gender equity, into mainstream vocational training schemes.

1	2	3	4
---	---	---	---

7.2 Develop and strengthen curricula and support services (physically accessible training sites and equipment, Braille texts for blind persons, and sign language interpreters for deaf persons) to enable persons with disabilities to participate fully in regular pre-vocational and vocational training programmes leading to gainful employment.

1	2	3	4
---	---	---	---

7.3 Formulate a Government policy to promote achievement of the national targets set for the placement and promotion of persons with disabilities in the public sector, such as through a quota system.

1	2	3	4
---	---	---	---

7.4 Set up a mechanism for phased and on-going identification of new employment opportunities in the formal and informal sectors, and training to use those opportunities for paid and self-employment of people with diverse disabilities.

1	2	3	4
---	---	---	---

7.5 Establish annual training and job placement targets that are gender-equitable for people with disabilities, for joint action by ministries responsible for employment, human resources development, rural employment and development, urban development and other relevant areas, as well as employers' and workers' organizations.

1	2	3	4
---	---	---	---

7.6 Establish production centres that employ people with extensive disabilities and those who require a supportive environment.

1	2	3	4
---	---	---	---

7.9 Introduce a national scheme for giving soft loans and support services for marketing, including entrepreneurial skills development, to low-income persons with disabilities to assist them in competing in the open market.

1	2	3	4
---	---	---	---

8.Prevention of Causes of Disability

8.1 Identify the major factors, including gender-sensitive demographic data, associated with the five most prevalent preventable causes of disability.

1	2	3	4
---	---	---	---

8.2 Initiate public education campaigns directed at the prevention of the five most prevalent preventable causes of disability; the campaigns should reduce negative perceptions of people with disabilities and undermine their right to live.

1	2	3	4
---	---	---	---

8.5 Formally join the international campaign to ban the production, use and sale of anti-personnel land mines.

1	2	3	4
---	---	---	---

8.6 Mount a campaign to prohibit the manufacture and sale of laser weapons whose sole purpose is to cause total blindness.

1	2	3	4
---	---	---	---

8.7 Recognize that good and safe design and use of the built environment and equipment, as well as the compulsory use of personal protective equipment, are major factors in the reduction of injury-caused disabilities.

1	2	3	4
---	---	---	---

9. Rehabilitation Services

< community-based rehabilitation >

9.1 Include persons with disabilities and their families, in particular women, as active participants in the formulation of CBR strategies and in the implementation of government and NGO programmes and projects on CBR.

1	2	3	4
---	---	---	---

9.2 Convene a conference on CBR involving concerned government ministries and departments, and NGOs, including self-help organizations of people with disabilities, to discuss a national CBR strategy.

1	2	3	4
---	---	---	---

9.3 Develop a national CBR strategy which will include training in CBR management so as to provide a framework for action and support for programmes with a special focus on rural and slum communities.

1	2	3	4
---	---	---	---

9.4 Include both men and women with disabilities in CBR training, that includes gender-sensitive material, as managers, trainers, supervisors, field workers and volunteers.

1	2	3	4
---	---	---	---

< Health and Social Development >

9.6 Identify and coordinate all government and NGO rehabilitation services as a basis for action to strengthen and develop these services as support for CBR programmes.

1	2	3	4
---	---	---	---

10. Assistive Devices

10.1 Establish national criteria and a subsidy scheme to provide assistive devices as well as repair and maintenance services to all disabled persons who meet the criteria, with due attention to the needs of women and girls with disabilities.

1	2	3	4
---	---	---	---

10.2 Exempt customs and other duties on the import of assistive devices, as well as components, materials and equipment for their production, repair and maintenance.

1	2	3	4
---	---	---	---

10.3 Simplify through preferential treatment customs clearance procedures for the import and export of assistive devices, as well as components, materials and equipment for their production, repair and maintenance.

1	2	3	4
---	---	---	---

10.4 Increase availability of assistive devices, and repair and maintenance services.

1	2	3	4
---	---	---	---

10.5 Introduce government schemes to actively encourage NGOs and private entrepreneurs through tax incentives and subsidies for indigenous production and servicing of assistive devices.

1	2	3	4
---	---	---	---

11. Self-help Organizations

11.1 Establish a national forum of self-help organizations of persons with disabilities to include organizations from rural areas, as well as organizations of marginalized groups such as women and girls with disabilities, users of psychiatric services, persons with intellectual disabilities, persons who are HIV-positive and persons affected by leprosy.

1	2	3	4
---	---	---	---

11.2 Develop self-help organizations of diverse disability groups, which focus on rural people with disabilities in the provision of mutual support, advocacy and referrals to programmes and services, and which collaborate actively with NGOs engaged in rural and urban development issues.

1	2	3	4
---	---	---	---

11.3 Put in place mechanisms under the direction of the National Coordinating Committee, which will increase consultations between self-help organizations of persons with disabilities and diverse government ministries covering the implementation of the Agenda for Action.

1	2	3	4
---	---	---	---

11.4 Establish a national policy with the requisite resource allocations to support the development and formation of self-help organizations of persons with disabilities.

1	2	3	4
---	---	---	---

11.5 Develop programmes for training persons with disabilities, including women with disabilities, as trainers in the leadership and management of self-help organizations.

1	2	3	4
---	---	---	---

YOUR COUNTRY
YOUR TITLE

YOUR NAME
ORGANIZATION

(1) National Coordination

1. 1(1996)	1	2	3	4
1. 2(1996)	1	2	3	4
1. 3(1996)	1	2	3	4
1. 4(1996)	1	2	3	4
1. 5(1995)	1	2	3	4

(2) Legislation

2. 1(1997)	1	2	3	4
2. 2(1998)	1	2	3	4
2. 5(1998)	1	2	3	4
2. 6(1998)	1	2	3	4
2. 7(1998)	1	2	3	4

(3) Information

3. 1(1997)	1	2	3	4
3. 2(1998)	1	2	3	4
3. 3(1995)	1	2	3	4

(4) Public Awareness

4. 1(1995)	1	2	3	4
4. 3(1995)	1	2	3	4
4. 4(1997)	1	2	3	4
4. 5(1996)	1	2	3	4
4. 6(1998)	1	2	3	4

(5) Accessibility & Communication

5. 1(1995)	1	2	3	4
5. 2(1995)	1	2	3	4
5. 3(1995)	1	2	3	4
5. 4(1995)	1	2	3	4
5. 5(1997)	1	2	3	4
5. 8(1998)	1	2	3	4

(6) Education

6. 2(1997)	1	2	3	4
6. 3(1997)	1	2	3	4
6. 5(1997)	1	2	3	4
6. 6(1997)	1	2	3	4

(7) Training and Employment

7. 1(1997)	1	2	3	4
7. 2(1998)	1	2	3	4
7. 3(1997)	1	2	3	4
7. 4(1996)	1	2	3	4
7. 5(1997)	1	2	3	4
7. 6(1998)	1	2	3	4
7. 9(1997)	1	2	3	4

(8) Prevention of Cause of Disability

8. 1(1996)	1	2	3	4
8. 2(1997)	1	2	3	4
8. 5(1997)	1	2	3	4
8. 6(1995)	1	2	3	4
8. 7(1995)	1	2	3	4

(9) Rehabilitation Services

Community-based Rehabilitation				
9. 1(1996)	1	2	3	4
9. 2(1996)	1	2	3	4
9. 3(1997)	1	2	3	4
9. 4(1997)	1	2	3	4
Health and Social Development				
9. 6(1997)	1	2	3	4

(10) Assistive Devices

10. 1(1998)	1	2	3	4
10. 2(1998)	1	2	3	4
10. 3(1998)	1	2	3	4
10. 4(1998)	1	2	3	4
10. 5(1998)	1	2	3	4

(11) Self-help Organizations

11. 1(1997)	1	2	3	4
11. 2(1997)	1	2	3	4
11.3(1997)	1	2	3	4
11. 4(1997)	1	2	3	4
11. 5(1998)	1	2	3	4

＜ 72 項目の目標＞

アジア太平洋障害者の 10 年の 行動課題の実行のための目標と勧告

1995 年 6 月のバンコクでの中間評価会議で決議され、96 年 4 月の ESCAP 総会で承認されたのも。訳：日本障害者リハビリテーション協会

ESCAP 1996, Targets and Recommendations for Implementation of the Agenda for Action
for the Asian and Pacific Decade of Disabled Persons

1. 国内調整

目標年

- | | | |
|-----|---|------|
| 1.1 | 国内障害問題調整委員会(NCC)を設立する。NCCは、「十年」の行動課題実施のための、多分野アプローチの推進に関する報告義務を議会・政府首脳に対して持つ適切な機構を備え、全地方自治体、関連省庁、政府機関の政策決定レベルの代表と障害者自助団体や障害のある女性を含む NGOによって構成され、資源の適切な割当てを受けるものとする。 | 1996 |
| 1.2 | 地方自治体、各省庁および政府機関、障害者自助団体や障害のある女性を含む NGOの適切な代表者によって構成されるNCC運営委員会を設立し、NCCの決定事項の実施状況を適宜フォローアップおよび監視すると同時にその機能を促進できるようにする。 | 1996 |
| 1.3 | 国内行動計画を作成し、目標年次および監視と評価を行う機構を組み入れて、国内開発計画と協調を計るとともに、「アジア太平洋障害者の十年」行動課題、特に本文書に含まれている国内行動の目標実施のための適切な、多分野の資源を割り当てる。 | 1996 |
| 1.4 | 国内行動計画において、国内で実施されるすべての貧困緩和プログラムおよびプロジェクトでの、貧しい障害のある人々の参加を促進する方策を確認し、それを優先させる。 | 1996 |
| 1.5 | 貧困緩和プログラムおよびプロジェクトの財政支出の許可にあたっては、障害のある人の参加を基準とする。 | 即時実行 |
| 1.6 | 有効な機能を保つための適切な資源と基盤構造を備えた法律に基づく恒久的な組織として国内調整委員会(NCC)を強化する。 | 2000 |

女性問題の視点

1. 国内調整

戦略目標：国レベルで、女性に関連する政策や意志決定に、障害のある女性の代表が参加できるようにする。

取るべき行動：

1. NCCのメンバーに障害のある女性を含めるようにし、その数を障害のある男性と同数にする。

行動主体 : NCC

2. NCCで有効に活動するのに必要な技術を開発するための方法を提供する。

行動主体 : 障害者自助団体、人的資源開発および女性エンパワーメント団体

2. 法律の整備

	目標年
2.1 相続、婚姻、財産などを規定した法律、刑法、民事訴訟法などのあらゆる実体法と訴訟法およびさまざまな問題に関する政策条項を調査・確認する適切な機構を設立する。	1997
2.2 あらゆる実体法および訴訟法、刑法・民事訴訟法とさまざまな課題に対する政策条項の調査・確認作業を完了する。	1998
2.3 障害のある女性や知的障害を含む障害のある人々に対して平等な法的保護を与える条項を盛り込むよう、実体法および訴訟法を改正し、彼らの完全参加や機会均等を制限する条項や差別的な条項を撤廃する。	2000
2.4 障害のある女性や知的障害を含む障害のある人々の権利を守り、彼らのための対応がされているかの確認行動を促進し、差別的な慣例や建築およびコミュニケーションの障壁を取り除くための、強制的な機構と効果的な施行制度が盛り込まれた基本法を制定する。	2000
2.5 貧困生活を送る重度の障害のある人とその家族、および家族を養う経済的手段を失った中途障害の人達を対象に、財政支援を行う国の社会保障制度を導入する。	1998
2.6 関税に関する法律を見直し、障害のある女性を含む障害のある人々の日常生活に必要な車両、福祉機器、備品、医療品を含む物資の輸入関税が免税になるよう改正する。	1998
2.7 税制に関するその他の法律を見直して、障害者、福祉機器の製造業者、障害者の雇用主を奨励するための税の優遇措置を設けるよう法律の改正を行う。	1998
2.8 職場、公共の場、交通機関、家庭での健康と安全を促進するとともに、業務用、家庭用、個人用の備品や品目の安全基準を設けるための法律／規則を制定または改定する。	2000

女性問題の視点

2. 法律の整備

戦略目標：障害のある女性の権利の保護と推進

取るべき行動：

1. 障害のある女性を差別したり、公共のサービスや社会参加を制限するような、既存の法律や政策条項の確認、検証、改正をする。

行動主体：政府、障害者自助団体

2. 障害のある女性の権利に関して、障害のある女性や少女ならびに一般の人々（障害のある男女を含む）に知らせ、教育するための活動の開始と強化。

行動主体：政府・障害者自助団体・女性団体。特に法的識字に係わる団体

3. 障害のある女性に対する無料法律サービス

行動主体：政府、権利擁護団体

3. 情報

	目標年
3.1 障害者の人口統計や、雇用状況、教育レベル、住居、登録障害者団体を含む社会・経済的側面など、障害に関する情報とデータベースをもつ国内情報センターを設立する。	1998
3.2 国内サンプル調査を開始する。	1998
3.3 行動課題をマスコミ、地域メディア、政府機関、ボランティア団体を通して普及させるため各国言語に翻訳する。	即時実行

女性問題の視点

3. 情報

戦略目標：政策策定と行動のためのしっかりした基礎を用意し、国民の認識を高めるため、障害のある女性に関する情報を掘り起こし、まとめ、配布する。

取るべき行動

1. 国レベルで、国連のシステムによる障害のある人の状況調査に男女平等のデータ収集を組み入れる。

行動主体：政府、ユニセフ、国連婦人開発基金（UNIFEM）

2. 都市部と農村部、特に最も貧しく不利益をこおむっている地域の障害のある女性の生活状況を、彼らの地域や生活をどう改善するかを確認することを念頭において調査する。

行動主体：政府、障害者自助団体、女性団体、都市管理に関する団体、居住権、農村部の貧困緩和などに関するNGO

3. ESCAP域内の開発途上国と後発開発途上国の障害のある女性の経験を記録し、文書にする。

行動主体：障害者自助団体、女性団体、メディア団体

4. 障害のある女性や少女に対する暴力の程度と性質を、保護と救済方法の手段を講じることと視点をおいて、調査し、報告する。

行動主体：政府、障害者自助団体、女性団体と女性への暴力追放キャンペーンに携わる地域のネットワーク

4. 国民の認識

4.1	民間や地域メディアを含む全国そして地方のマスコミが、障害のある人々への国民の認識と態度を改善するような、通常の、正確な記事によって「十年」に関連した話題を特集することを確実にする。	目標年 即時実行
4.2	青少年のためのプログラムやプロジェクトを実施しているすべての教育および訓練機関、政府機関、NGO が、すべての青少年のために企画された活動に、障害のある青少年を細やかな配慮をもって受け入れるような手段を講じるよう奨励する。	段階的実行 1995-20
4.3	国内で使用されている教育と機能的識字教材のすべての見直しをただちに開始し、 障害のある人を傷つけるような内容を取り除き、障害のある人が日常生活に統合されるのに役立つイラストや説明を加える。	即時実行 2000
4.4	アジア太平洋地域における障害者の完全参加と平等を促進する初日カバーおよび記念切手を発行する。	1997
4.5	情報やメディアに関する政策に障害分野を含め、障害分野のために適切な時間と場所を提供し、パフォーマンス、特にコメディ、映画、漫画などを通して障害のある人に対する否定的イメージや不正確なイメージを描写することを禁じる。	1996
4.6	障害のある人々に対する国民の認識を高め、態度を改善するためのキャンペーンや戦略の効果を評価するための、有効なモニタリング体制を確立する。	1998

女性問題の視点

4. 国民の認識

戦略目標：政策策定と行動のためのしっかりした基礎を提供し、国民の認識を高めるため、障害のある女性に関する情報を掘り起こし、まとめ、配布する。

取るべき行動：

1. 障害のある女性と少女に関する問題について、ESCAP域内のマスコミの認識を喚起し、障害のある女性と少女への一般の人々の態度が肯定的になるような支援を促す。

行動主体：障害者自助団体、弱者の社会運動に関する団体、ユニセフ、ユネスコ、ユネスコアジア文化センター

2. 一般情報、教育、障害問題の社会的動員を目標とした、すべての活動（例えばスポーツや芸術）や、資料（例えば、ポスター、記念切手、初日カバーや訓練資料）に障害のある女性と少女を含める。

行動主体：政府、自助団体、マスコミ

5. アクセシビリティとコミュニケーション

	目標年
5.1 交通、教育施設、住宅建設計画、テーマパークなどを含む公共性の高い建築物や施設の新規建設、修繕、拡張時の設計および計画に、バリアフリー機能を基準要件として組み込む。	即時実行
5.2 すべての公共交通機関やシステム、特に建設予定の鉄道に、バリアフリー機能を組み込む。	即時実行
5.3 歩道にスロープを設けたり車いす使用者のための適切なスペースを用意するなど建物の外部環境をアクセシブルにする。	即時実行
5.4 建築家、都市計画担当者、技術者の訓練カリキュラムにバリアフリー設計を組み込む。	即時実行
5.5 既存の、建築物に関する法律に障害者のための環境改善を組み入れる。	1997
5.6 手話通訳者の認定制度を備えた標準手話を確立する。	2000
5.7 警察、病院、裁判所、金融機関をはじめとした主要な公共サービスおよび施設で手話通訳サービスを受けられるようにする。	2002
5.8 通常の印字を読みにくい人々のために点字、拡大文字、コンピュータ・ディスク、カセットテープ、その他適切な形式の読み取り可能な資料を備える。また、必要な人々のために代読者や手話通訳のサービス、感覚障害のある人々のために情報や娯楽のための字幕サービス、音声説明、ラジオ、電話、ファックスのサービスを用意する。	1998

6. 教育

目標年

2002

6.1 すべての障害のある子供と大人の75パーセント以上が、統合の促進と適切な援助サービスを受けながら、他の障害のない仲間と平等に学校教育および成人教育プログラムに参加できるようにする。

1997

6.2 適切な資金配分と技術的および人的資源（点字の教科書、視聴覚教材、その他拡大文字など、現地の手話、適切な福祉機器、物理的アクセス、支援スタッフを含む）を用意して、「すべての人々に教育を」を実現するためのすべての政策、計画、プログラムに障害のある少女、少年、女性、男性を含むようにする。

1997

6.3 農村部と都市部の両方で障害のある子供のための早期療育プログラムを、その家族も積極的に関われるようにしながら導入する。

2000

6.4 障害のある子供の脱落率を少なくとも50%までに段階的に減少させる。

1997

6.5 特殊教育や特殊なニーズをもつ子供に関する内容を通常の教師養成カリキュラムに取り入れ、そのような子供と直接触れ合う機会も盛り込む。

1997

6.6 視覚障害のある生徒を含む、障害のある生徒が中学校レベルの理科や技術科の教育を受けられるようにする。

1999

6.7 国および地方自治体の教育カリキュラムを見直して、特にろう者と難聴者への言語教育を含む、障害のある子供と大人の教育を受ける機会を促進する。この点での問題があれば直ちに改善する。

女性問題の視点

6. 教育

戦略目標：障害のあるすべての少女と女性に 可能な教育の機会が完全に与えられるようにする。

取るべき行動：

1. 学校、高等教育機関、機能的識字や他の成人教育プログラムにおける障害のある少女と女性の就学が低い理由を、彼らの就学を阻む障壁を減らす総合的計画の発展と実施することを念頭に研究する。

行動主体：政府、ユニセフ

2. ユネスコの目標である、「すべての人々に教育を」の達成のための政策やプログラムのすべてに、障害のある女性の教育のニーズに注意をむける方法を盛り込む。

行動主体：政府、ユネスコ、ユニセフ、国連開発計画（UNDP）、機能的識字の向上と推進に関する活動をしているNGO

3. とくに女性や少女一般に焦点をおいた教育と識字プログラムのすべてに障害のある少女と女性のための目標を設定する。

行動主体：政府、弱者グループの教育と機能的識字運動に携わるNGO

4. 少女も教育を推進するユネスコの活動のすべてに、障害のある女性と少女の教育と機能的識字のニーズを組み入れる。

行動主体：ユネスコ、ユネスコの目的を支援するNGO

5. 障害児の統合教育のモデルに関する交流を支援する。

行動主体：政府、ユネスコ、ユニセフ

6. ESCAP域内において、政府への既存の諮問サービスをとおり、障害のある少女の平等に配慮した、障害児教育の統合的計画の作成において、政府は専門的アドバイスをするよう関連する国際機関に要請する。

行動主体：ユネスコ、ユニセフ

7. 訓練と雇用

	目標年
7.1 アジア太平洋技術開発プログラムによって確認されている特性を強化し、男女平等に配慮しつつ、一般向けの職業訓練体制に障害のある人々を組み込む。	1997
7.2 障害のある人の有給の雇用に結び付く一般の職業前訓練および職業訓練プログラムに完全参加できるよう、カリキュラムと支援サービス（物理的にアクセシブルな訓練場所と設備、視覚障害者のための点字テキスト、聴覚障害者のための手話通訳）を開発し、強化する。	1998
7.3 割り当て雇用制度など公的機関への障害のある人者の就職と地位向上を目指す国家的目標の達成促進のための政策を策定する。	1997
7.4 公的機関および民間セクターでの新しい雇用機会を段階的かつ継続的に確認し、さまざまな障害のある人々の有給就職および自家営業を目指して、これらの機会を活用するための訓練を行う機構を設立する。	1996
7.5 雇用、人的資源開発、農村部雇用と開発，都市開発、その他の関係分野に責任をもつ省庁が、雇用主組織、労働者組織とともに合同で行動を起こせるよう、障害のある男女の平等を基本にした年間訓練および職業紹介の目標を設定する。	1997
7.6 重度の障害のある人々と支援環境を必要とする人々を雇用できる生産センターを設立する。	1998
7.7 農村部および都市部での非公式な収入創出や自家営業に携わるためのあらゆる支援計画に障害のある人の完全参加を果たす。	2000
7.8 重度の障害のある人々のための適切な訓練および雇用の機会を提供する。	2000
7.9 障害のある低所得者が一般市場で競争力をもてるよう、起業技術開発を含めてマーケティングのための低利貸付や、支援サービスを提供する国家の制度を導入する。	1997

女性問題の視点

7. 訓練と雇用

戦略目標：障害のある女性と少女のための職業訓練と雇用の平等の機会を提供する。

取るべき行動：

1. 障害のある女性の能力、可能性、志望に適した、あらゆる分野の仕事を確認し、提供するためのシステムを確立する。

行動主体：政府、地域開発、職業訓練、その他の人的資源開発活動に携わる団体

2. 職業訓練に障害のある女性と少女の受け入れを増やし、必要な支援サービスにより、既存の職業訓練機関に彼らを統合する。

行動主体：政府、障害者の職業訓練に関わる団体

3. 技術の向上により、障害のある女性の地位向上の機会を提供する。

行動主体：政府、障害のある人の職業訓練に関わる団体

4. 職場における障害のある女性の権利を擁護する。

行動主体：労働組合、働く女性の権利に関わる団体

5. 職場における障害のある女性の健康と安全を守る。

行動主体：労働組合、働く女性の権利に関わる団体

6. 職場での心理的、性的いやがらせをなくして、障害のある女性の権利を守れるよう雇用主や同僚従業員を教育する。

行動主体：労働組合、働く女性の権利に関わる団体

7. 個人またはグループで自営を営む障害のある女性により事業の開発、製品品質管理、営業や製品サービスの流通などの訓練を強化する。

行動主体：政府、国連機関、小規模事業開発の活動をするNGO

8. 女性の貧困緩和を目指す貸付計画の対象に障害のある女性を含めることを明記する。

行動主体：政府、都市と農村開発プロジェクトにおける貸付を行う団体

8. 障害原因の予防

目標年

- | | | |
|-----|--|------|
| 8.1 | 予防可能な障害原因のうち主な5つについて、男女の区別を明確にした人口統計データを含む主要因を確認する。 | 1996 |
| 8.2 | 予防可能な障害原因のうち主な5つの予防をかけた教育キャンペーンを開始し、障害のある人々に対する否定的イメージや彼らの生きる権利の侵害を減らしていく。 | 1997 |
| 8.3 | 公衆衛生の主要な課題としてヨード欠乏症、ビタミンA欠乏症、ハンセン病をなくす。 | 2000 |
| 8.4 | すでに進められている優れた障害原因予防の努力をおろそかにすることなく、予防可能な障害原因（ヨード欠乏症、ビタミンA欠乏症、ハンセン病を除く）のうち3つを50パーセント以下に減らす。 | 2002 |
| 8.5 | 対人地雷の製造、使用、販売を禁止する国際キャンペーンに正式に参加する。 | 1997 |
| 8.6 | 相手を失明させることだけを目的としたレーザー兵器の製造と販売を禁止するキャンペーンをただちに準備する。 | 即時実行 |
| 8.7 | 安全性に優れた建築環境設計、建築環境や設備の使用、並びに人的保護のための装備を義務的に使用することは、怪我による障害を減らすために重要な要因であることを認識する。 | 即時実行 |

9. リハビリテーションサービス

CBR(地域に根ざしたリハビリテーション)

	目標年
9.1 CBR戦略の作成やCBRに関する政府やNGOのプログラムおよびプロジェクトの実施に障害のある人とその家族、特に女性を積極的参加者として含める。	1996
9.2 関係政府機関および関係部署、NGO、障害者自助団体を含めたCBRに関する会議を召集し、国のCBR戦略について話し合う。	1996
9.3 農村部やスラム社会に特に焦点を置いたプログラム実施のための行動および支援計画を立てるため、CBR の管理に関する訓練を含む国のCBR戦略を開発する。	1997
9.4 管理者、トレーナー、監督者、フィールドワーカー、ボランティアとして、CBR 訓練に障害のある男性と女性の両方が参加できるようにし、また、男女平等に配慮した教材を用意する。	1997
9.5 保健、コミュニケーション、住居、人的資源開発、労働、交通、農村、および都市開発などの一般のプログラムに、特に女性障害者の課題を含めた障害分野を組み込む。	2000

保健と社会発展

9.6 C B Rプログラムを支援するリハビリテーション・サービスの強化と開発のための基礎的行動として、すべての政府およびNGOによるリハビリテーション・サービスを確認して調整する。	1997
9.7 医師、ソーシャルワーカー、看護婦、教師、保健および社会発展に従事するひとびとの訓練に、障害、機会均等の問題、および障害のある人に対する肯定的態度を盛り込む。	2000
9.8 C B Rプログラムを支援するため、アルマ・アタ宣言に従ってすべてのプライマリーヘルスケアプログラムおよびプロジェクトに、リハビリテーション・サービスを組み込む。	2000

女性問題の視点

9. リハビリテーションサービス

戦略目標：障害のある女性と少女が保健ケアとリハビリテーションサービスを平等に受けられるようにする。

取るべき行動

1. 保健ケアとCBRを強化し、それらの情報が入手できるようにし、それにより障害のある女性と少女がさらにサービスを得られるようにする。

行動主体：政府とCBRに関わるNGO

2. より多くの女性と少女にサービスが届くよう、CBRワーカーとして障害のある女性の訓練を拡大する。

行動主体：政府とCBRに関わるNGO

10. 福祉機器

	目標年
10.1 国の基準と助成制度を確立し、基準に合った障害のある人すべてに福祉機器を提供し、修理・保守サービスも行う。特に障害のある女性および少女のニーズに注意を払う。	1998
10.2 福祉機器と製造、修理、保守に必要な部品、材料、備品、ならびに機器の輸入について、関税およびその他の義務を免除する。	1998
10.3 福祉機器と、製造、修理、保守に必要な部品、材料、備品ならびに機器の輸出入に関する通関手続きに優遇措置を設けて簡略化する。	1998
10.4 福祉機器を入手しやすくし、その修理および保守サービスを受けやすくする。	1998
10.5 福祉機器の現地製造とサービスに税金優遇制度や助成金制度をもうけてNGOや民間企業者を奨励する政府制度を導入する。	1998

女性問題の視点

10. 福祉機器

戦略目標：障害のある女性と少女が、福祉機器を入手できる機会を増やす。

1. 障害のある女性と少女に適した、福祉機器の生産と流通を促進し、既存の助成や特権が受けられるようにする。

行動主体：政府と福祉機器の生産・流通に携わるNGO

11. 自助団体

	目標年
11.1 農村における組織、障害のある女性や少女、精神障害者、知的障害者、HIV保因者、ハンセン病患者など社会的弱者のグループを含む障害のある人々の自助団体の全国フォーラムを設立する。	1997
11.2 相互支援、アドボカシー、プログラムやサービスの照会を行ったり、農村および都市の開発問題に携わる NGO と積極的に協調する、さまざまな障害グループの自助団体を農村地域の障害者を中心に開発する。	1997
11.3 国内調整委員会（NCC）の指示のもとで、「十年」の行動課題を実施するさまざまな政府省庁と障害者自助団体との間の協議を増やす機構を作る。	1997
11.4 障害者自助団体の設立や発展を支持するため、必要な資源割り当てを伴う国の政策を確立する。	1997
11.5 リーダーシップと自助団体の管理をおこなうトレーナーとして、障害のある女性を含む障害のある人の訓練プログラムを開発する。	1998

女性問題の視点

11. 自助団体

戦略目標：障害のある女性の能力を強化して、自助団体の課題に、障害のある女性の問題を含め、自助団体の政策と意志決定に影響とおよぼす平等の機会を与える。

障害のある人の自助団体は以下のことをすべきである。

1. 団体構成の男女比を改善し、障害のある女性と少女の関心を取り上げるため、障害のある女性と少女の会員を増やすための特別な行動を取る。
2. 政策と意志決定において女性会員が半数参加することを目指す。
3. 障害のある女性と少女の地域向上の促進のため女性会員によって選ばれた委員会を設立する。
4. 女性への偏見により生じた障壁を分析し、日常生活においてその障壁に対応する技術を開発する能力を高めるということを念頭において、女性問題について障害のある女性と少女が自らの意識を喚起させる。
5. リーダーシップとマネージメントトレーニングでは、参加者の半数が女性となるようにする。
6. 障害のある女性と少女が直面する課題に対し、共同での取り組みをとおして、女性団体との協力を強化する。
7. 障害分野の国内拠点との協調により、障害のある女性と少女が、明確に、女性問題への配慮を意図した開発プログラムの対象となるよう、すべての多国間、2国間および国内の助成財団のすべてにアプローチする。

12. 地域協力

勸 告

1. ESCAPは、RICAP(組織間)障害部門小委員会との緊密な協力により、以下のことを行う。

- (a) 国内サンプル調査の実施にあたって、以下のことにより政府を支援する。
 - i. 障害関係のデータ収集に技術的な専門知識を提供する。
 - ii. データ収集の定義付けの解釈について、国勢調査員のトレーナーに対する訓練を実施する。
 - iii. 1995年末に発行される国連障害統計ハンドブックを配布する。
- (b) 「アジア太平洋障害者の十年」の中間年にあたる1997年に、NCCの第一回会議を開催し、「アジア太平洋障害者の十年」の促進に大きく貢献した個人および団体を表彰する。
- (c) 人的開発指標 (UNDP Human Development Index)に障害のある人の発展とリハビリテーションの要素を盛り込むよう、国連開発計画 (UNDP)にアプローチする。
- (d) 地域協力および国内連携組織とのネットワークに基礎を築き、福祉機器製作の共同研究・開発を行い、製造工場やNGOへの技術移転を促進する。
- (e) 障害者自助団体に対し、各NCCに有効に参加するために必要なさまざまな技術の訓練を行う。
- (f) EACAP域内の障害者自助団体の間で、全国フォーラムの設立を含むさまざまな交流や相互支援が円滑に行われるようにする。

2. RICAP 障害部門小委員会は次のことを行う。

- (a) 保健、社会福祉、教育、労働、農村および都市部の開発分野およびNGOに携わる職員対象の、障害に関する訓練教材とプログラムを開発する。
 - (b) 障害者自助団体を含むさまざまな省庁およびNGOの職員に対して、CBR管理に関する多分野の訓練ワークショップを小地域単位で開催する。
3. 域内NGOは、国際ベリースペシャルアートと協力して、アジア太平洋地域の障害者芸術祭が域内の国で開催されることを検討する。

4. ESCAP加盟国は、次のことを行う。

- (a) 障害問題への認識を高めるトレーナーとして、障害のある人の訓練に用いる訓練ユニットおよび教材を開発する。
- (b) ESCAP加盟国、準加盟国により使用される「十年」の記念切手のデザインに貢献する。
- (c) 教育、保健、労働、社会発展、障害者団体に関わる省庁や、NGOの障害担当職員のために、CBR管理に関する多分野の訓練を小地域単位で開催する。
- (d) これらの目標を達成する上で、開発途上国間技術協力（TCDC）のための情報・資料を開発し、プログラムを計画する。
- (e) EACAP事務局に対する人的および財政的支援を増やして、「アジア太平洋障害者の十年」の推進のために地域協力を強化する。

女性問題の視点

12. 地域協力

戦略目標：

障害のある女性や少女の地位向上に関する情報と経験を共有し、関連する地域フォーラム（会合）において、障害のある女性や少女が有能であることを強調する。

取るべき行動：

1. 障害のある女性間、障害のある女性と一般の女性団体その他の間のネットワークを奨励し、支援する。

行動主体：障害者自助団体、女性団体、NGO

2. 障害分野での相互交流プログラムにおいては男女が平等に参加するようにする。

行動主体：政府とNGO

3. 障害のある女性と少女に関する勧告の実施推進状況についての討議を、ESCAP RICAP（組織間）障害部門小委員会および2年毎に開催される政府間評価会議の議題に含めなくてはならない。

行動主体：すべてのESCAP RICAP 障害部門小委員会メンバー

4. 今後の2年毎の評価会議でのカントリーレポートとNGOによるレポートには、行動課題のすべての領域の実施状況に関して、男女別データと障害のある女性と少女に関する情報を盛り込まなくてはならない。

行動主体：政府とNGO

修正版目標(「107項目の目標」)仮訳

ESCAP

アジア太平洋障害者の10年の目標の達成と

この地域の障害のある人々の機会均等化に関する

地域フォーラムの報告

1999.11.22-24 バンコク

(仮訳：日本社会事業大学 松永千恵子、松尾緑、佐藤久夫。ただし12領域の重要課題と勧告の部分のみ。会議の経過・参加者等の部分および資料は省略。)

ESCAP 地域の障害のある人々の均等化方策を強める行動の要請

アジア太平洋障害者の十年行動課題の実施目標は、1995年6月26日から30日までバンコクにおいて開催されたアジア太平洋障害者の十年評価会議で作成され、採決された。その後、1996年4月、第52回委員会(ESCAP)はその目標を承認した。

下記の重要課題は、「アジア太平洋障害者の十年の目標の達成とこの地域の障害のある人々の機会の均等化のために」というタイトルの地域フォーラムにおける分科会・全体会での議論を通じて確認されたものである。この会議は、1999年11月22日から24日までバンコクにおいてESCAPが招集した。これらの重要課題に基づいてこの地域フォーラムは、1995年の目標を修正し新しい目標を追加する勧告をまとめた。またこれらの新目標の達成年次はただ一つの年、つまり2002年とすることも決定した。

教育の目標に関しては、重要課題と勧告、多様な分野の協力、そして教育に対する姿勢とアクセスについて、「21世紀に向けての障害のある子供と若者のための教育」という地域フォーラムで取り上げられた。これはESCAPが1999年11月15日から19日までバンコクで開いたものである。この教育フォーラムは、アジア太平洋地域機関間委員会(RICAP)の障害関連小委員会のメンバー、とくにユネスコ、ユニセフ、日本障害者リハビリテーション協会、クリストーフエル盲人奉仕団、そしてイギリス児童救済基金より支援を受けて催された。教育の目標に関するこのフォーラムの成果は、本報告に織り込まれた。教育に関する多様な分野の協調、そして教育への姿勢とアクセスについての重要課題と勧告は、本報告の附属資料として貼付されている(日本語仮訳では省略)。

1. 国内調整

(a) 重要課題

ESCAP 地域のほとんどの国には障害に関する国内調整機関があるが、障害問題の進歩が地域レベルまでは充分には浸透していない。第二の問題点は、全国レベルとそれに準ずるレベルで調整委員会の仕組みの永続性を確保し、2002 年以降も維持できるようにすることである。第三は、アジア太平洋障害者の十年行動課題のこれまでの取り組みの経験からみて、目標を強化するいくつかの特別な勧告が必要とされている。また「十年」の目標の達成への進歩を早めるために、全国レベルとそれに準ずるレベルの調整委員会のいくつかの重要な役割と責任も、指摘されなければならない。

(b) 勧告

1. 1

障害問題国内調整委員会（NCC）を設立し強化する。NCC は、「十年」の行動課題実施のための、多分野アプローチの推進に関する報告義務を議会・政府首脳に対してもつ適切な機構を備え、国と地方のすべてのレベルの政府及び関連省庁・政府機関の政策決定レベルの代表が参加し、また障害者自助団体や知的障害者親の会、障害のある女性を含む NGO が実質的に参加し、かつ資源の適切な割り当てを受けるものとする。

1. 2

NCC 執行委員会を設立し強化する。この執行委員会は、国と地方の政府、関連省庁・機関の代表、および障害者自助団体や知的障害者親の会、障害のある女性を含む NGO の適切な代表者によって構成され、NCC の決定の実施状況を適時にフォローアップし、監視するとともに、NCC の活動を推進する。

1. 3

全国レベルに準ずるレベル（州や県など：訳注）に調整機関及び執行機関を設ける。そこには草の根運動のグループと組織の参加のための適切な方法を講じる。

1. 4

国内行動計画を作成し、これを目標年次および監視と評価を行う機構をそなえた国の開発計画に組み入れる。同時に「アジア太平洋障害者の十年」行動計画、とくに本文書に含まれている国内行動の目標実施のために、適切かつ多分野にわたる資源を割り当てる。

1. 5

国内行動計画において、国内で実施される都会と地方の開発計画を含むすべての貧困緩和事業に障害のある貧しい人々の参加を促進する方策を確認し、それを優先させる。

1. 6

貧困緩和およびその他の開発事業への助成基準として、障害のある人の参加を明記する。

1. 7

調整機関及び執行機関が効果的に機能するために、これらを適切な資源と設備を備えた法律にもとづく恒久的な組織として強化する。

1. 8

障害のある人々の積極的なイメージを促進する緊急な方策を遂行する。そのイメージには教育、訓練、雇用、スポーツ、芸術、文化的活動および地域生活での彼らの可能性、能力、業績が含まれる。さらに、障害のある人々の積極的なイメージを促進するために、国の、あるいは国際的な障害者の日、地域の祭典やその他のメディアなどを活用する。

1. 9

障害にかかわる国あるいは地域レベルのすべての関係者の間に、効果的なコミュニケーションルートを設定する。これを通じて情報提供、効果的な問題解決、そしてタイムリーで適切かつ多面的な協議、とくに障害者の自助グループと障害者のための NGO との間の協議を確実にする。

1. 10

障害のある人々の機会均等化に即する法律とその修正も含めて、障害のある人々のための全プログラム、サービス、法令についての情報を適切に集め、普及・公表する。これは障害のある人が利用できる方式でなされ、また障害のある人々とその家族の識字レベルを配慮した言葉でなされる。

1. 11

障害者とその家族の生活状況に関する正確なデータを集めて定期的に更新するための適切な機構を設立する。そこには事例やその他の情報が含まれ、それらを利用してサービス利用状況や障害のある人々の機会均等化の進展状況についての判断がなされ、政策立案に役立てられる。同時に障害のある人々のプライバシーが守られるよう全個人データは責任をもって使用される。

2. 立法

(a) 重要課題

「アジア太平洋障害者の十年」行動課題のなかの「法律」にかかわる目標の見直しによって、次のことが指摘された。多くの国で機会均等化に関する基本法の制定が行われると

いうある程度の進歩はあった。しかし婚姻や相続などにかかわる実体法、刑法、民事訴訟法などの手続き法の見直しでは、ほとんどあるいはまったく進歩がなかった。

(b) 勧告

2. 1

相続、婚姻、財産などの法律や、刑法、民事訴訟法などあらゆる実体法と手続き法およびさまざまな問題に関する政策規定を調査・確認する適切な機構を設立する。

2. 2

実体法および訴訟法を改正し、障害のある女性や知的障害のある人々を含め、障害のある人々に対して平等な法的保護を与える条項を盛り込むとともに、彼らの完全参加や機会均等を制限する条項や差別的な条項を撤廃する。

2. 3

障害のある女性や知的障害のある人々を含め、障害のある人々の権利を守り、彼らのための肯定的行動を促進し、さらに差別的な行為や建築およびコミュニケーションの障壁を取り除くための、効果的な執行機構が組み込まれた基本法を制定する。

2. 4

貧困生活を送る重度障害のある人々とその家族、および主要な稼ぎ手が障害者となり扶養家族を支える収入源がない人たちを対象に、財政支援を行う国の社会保障制度を導入する。

2. 5

関税に関する法律を見直し、障害のある女性を含む障害のある人々の生活の質を向上するために必要な用具と資材、とくに教育、就労、スポーツ、レジャー、文化活動および日常生活に必要な用具と資材を含めて、車両、福祉機器、医療品の輸入関税免除を導入する。

2. 6

税制に関する法律の見直しを行い、障害のある人々への優遇措置、障害者の雇用主への優遇措置、および国産福祉機器の製造業者への優遇措置を導入する。この措置には、福祉機器の消費税免除と定期的にその対象となる福祉機器のリストを見直す機構を組み込むことが含まれる。

2. 7

職場、公共の場、交通機関、家庭での健康と安全を促進するために交通法令と産業/労

働法令を含む法律/規則を制定または改定する。また、障害のある利用者のニーズに十分に注意しつつ、業務用、家庭用、個人用の輸送機関、設備、器具、その他の品目の安全基準を設ける。

2. 8

関税免除品リストの定期的な見直しのための機構を設ける。

2. 9

既存の無料司法扶助サービスの対象に障害のある人々を含めるか、障害のある人々のための無料司法扶助サービスを発足させる。

2. 10

障害のある人々の権利を守るための（オンブツマンなどの）執行の仕組みを基本法に設け、さらにその効果的な執行のために基準と規則を告示する。

2. 11

著作権に関わる法律を修正し、教育的、情動的、そしてレクリエーションの資料を障害のある人々が利用する権利を守り、そのような資料を書き換え、転移、翻訳、再生するための規定を定める。

3. 情報

(a) 重要課題

正確で定期的に更新される情報の入手は、権利擁護にとって、また障害のある人々のためのサービスの企画と実行のために、極めて重要である。ESCAP 地域の多くの国で情報システムを開発するにあたって、障害問題に関するデータベースの設立のための資金の不足とさまざまなレベルでの中核機関の欠如とが、大きな障壁となっている。とくにこの問題は地域レベルで深刻である。さらに、情報は地方レベルで入手できなければならない。簡単で、共通かつ役立つ障害の定義がないために、使いやすく正確で比較できるデータの収集をめぐる問題を一層ひどくしている。

(b) 勧告

3. 1

NGO と自助組織、そして国と地方の障害担当との協調体制の中で、障害の状況に関して定期的に最新情報に更新するデータベースを設立する。それには、障害のある人々の人口統計的データ、教育レベル、雇用状況、住居、家族構成、登録障害者団体への入会状況

を含む社会・経済的側面などが含まれる。そして、データベース設立の目的は、

- (i) さまざまな省庁と組織がもっている障害に関する利用可能な情報を索引すること
- (ii) 障害のある人々とその家族にわかる言語とコミュニケーション方法とを用いて、情報を地域レベルの組織に適切な方策をもつて広めること

3. 2

国の統計局の能力を強化する。アジア太平洋地域での比較を促す共通の役立つ障害の定義を開発適用する。さらに、全国レベルの障害関連調査の実施を提唱する。

3. 3

「アジア太平洋障害者の十年」の行動課題と修正目標の実行を促すため、これらを各国語と地方言語に翻訳する作業をすぐに行う。そしてマスコミ、地域メディア、政府機関、ボランティア団体を通じてその翻訳を普及する。

4. 国民の啓発

(a) 重要課題

障害のある人々の平等な参加を制限する重要な要因は、彼らが社会の完全なメンバーとして機能することを妨げる認識と習慣が広く行き渡っていることである。しばしば、障害のある人々の能力は認められないままである。彼らの可能性を十分に伸ばす機会は限られている。これを改正するためには、完全参加と平等のためのすべての啓発キャンペーンが、障害のある人々の能力を強調し、生産的な市民であり主流の開発過程に参加する完全な権利を持つ社会のメンバーであることの価値を強調することが重要である。

政府の役人、とくにこれまで障害者問題を扱ってこなかった省庁の役人の認識を高める必要がある。とくに、障害自体が開発の課題であるということとともに、社会の主流の開発過程に障害者が完全参加する権利を持っていることを理解する必要がある。

「障害のある人々」や「障害者」という用語は同義語的に使われてきたが、これは ESCAP 地域での用語法と好みの多様性の反映である。一般的な用語法として「障害のある人々」を主張する幾つかの国の傾向にもかかわらず、「障害者」という用語の方がいいとはっきりと表明する ESCAP のなかの発展途上国の障害者とその自助組織がある。さらに、委員会によって採択されたこの地域の「10年」の名は、「アジア太平洋障害者の10年」である。幾つかの国や仲間間で普及しているより政治的に正しい用語の選択を主張するよりも、完全参加と平等のための実際の生活状況を改善する実践的行動に注意の焦点を当てるべきである。とくに、この地域の多くの国々で障害者が直面している貧困問題とサービス利用の困難に取り組み、現状を改善しなければならない。

(b) 勧告

4. 1

民間や地域メディアを含む全国そして地方の出版物と電波を通じたマスコミが、障害のある人々への国民の認識と態度を改善するような、通常の、正確な記事によって「10年」に関連した話題を取り上げることに、ただちに着手する。

4. 2

青少年のための事業を実施するすべての教育・訓練機関、政府機関、NGO が、すべての青少年ために企画された活動に障害のある青少年が参加できるようにするための方法を、明確にし実施するよう促す段階的行動をとる。

4. 3

文部省とその他関連する全省庁により、それぞれの国や地域で使われているいろいろな様式の教育と機能的識字教材のすべての見直しを直ちに開始するよう促す。そして障害のある人を傷つけるような内容を取り除き、かれらが地域生活の主流に溶け込むのをサポートするイラストや説明を加えることを促す。

4. 4

アジア太平洋地域における障害のある人々の完全参加と平等を促進する初日カバーおよび記念切手の発行の即時実行を促す。

4. 5

情報とメディアの政策およびプログラムに障害問題を含め、障害分野のために適切な時間とスペースを取るよう主張する。さらに、各種のパフォーマンス、とくにコメディ、映画、漫画などを通じて障害のある人々に対する否定的イメージや不正確なイメージを描写することを禁ずるよう主張する。

4. 6

障害のある人々に対する国民の認識を高め、態度を改善するためのマスコミの努力に関する資料収集のため、政府の省庁および NGO が、報道紹介サービス（新聞切り抜き集の発行など：訳注）を実施するよう促す。

4. 7

アジア太平洋レベル、国レベルおよび国に準ずるレベルで、障害のある人々の才能と願いを目立たせる国民啓発キャンペーン活動の一部として、障害のある人によるあらゆる文化的行動（芸術と舞台芸術を含む）とスポーツを推進する。

4. 8

公務員および全部門の専門技術者の養成カリキュラムおよび現任訓練カリキュラムに、主流の開発問題として障害を位置づける。これは、障害問題における多面的協力を促進し、すべての主流の開発活動への障害のある人の統合を推進するためである。

5. アクセシビリティとコミュニケーション

(a) 重要課題

障害者が自由に移動する手段を確保することは、主流の開発過程に完全参加する能力、自尊心そして自信を築くための本質的要素である。教育、訓練、雇用などの事業やサービスは障害のある人々にとってきわめて重要なものであるが、いまだ彼らが行けない場所で行われている。同じように、障害に関連した意思決定がなされる場所へのアクセスも欠けている。それには、政府機関の事務所や選ばれた職員の事務所、重要な狭義や会議の場所が含まれる。

移動の自由は相互に関係する3つの主要要素、つまりアクセシビリティ、コミュニケーション、そして福祉機器から構成される。

ESCAP 地域の国と領地は、障害者の物理的環境へのアクセスと効果的なコミュニケーションシステムの利用の面でさまざまな達成水準にある。地域内で、また国・領地内で、バリアフリー環境の促進に関する経験の情報交換を行いネットワークを形成することは非常に重要である。情報交換とネットワーキングの促進は、政府機関、自治体、NGO のすべてのレベル、さらに個人のレベルでも必要である。

もうひとつの重大な課題は、バリアフリー機能を既存の公共交通システム、建築物と既存のインフラのその他の面に導入することである。この課題を達成するために体系的計画的な行動が必要である。

3番目の重要な分野は、訓練と雇用のための場所の物理的アクセスを改善するために、職場のレイアウト、道具、設備と機械の改善の対策を調査し評価することである。

コミュニケーションに関しては、各国・領地内の共通手話の開発の可能性を理論的および実践的に検討することが緊急に求められている。さらに、アジア太平洋地域で多様な言語を使用する人々間のコミュニケーションを容易にするための、基本的なサイン(手話)のセットを決定することの実行可能性についての議論が残っている。

上記重要課題をふまえて、2つの新目標が加えられ、既存の目標が修正された。

(b) 勧告

5. 1

交通機関、教育施設、住宅、レクリエーション施設など公共的な建築物や施設のすべての新築、修繕、拡張時の設計および計画に、バリアフリー機能を基準要件として組み込むことをただちに始める。この基準には効果的な実施を確保する方策が、とくに公立施設の

新・改築のために、含まれるべきである。

5. 2

すべての障害者グループのために、歩道にスロープを設けたり適切な信号や施設を用意するなどにより、建物の外部環境をアクセシブルにすることをただちに実行に移す。

5. 3

本線と幹線ルートを手始めに、大量交通機関とサービスに、バリアフリー機能を導入するための取り組みをただちにはじめる。さらに大量交通機関の改造と拡充に際しては、計画段階の始めよりバリアフリー機能を組み込むための取り組みをただちにはじめる。

5. 4

建築家、エンジニア、および都市計画・農村計画担当者の訓練カリキュラムにバリアフリー設計を含めるよう促す取り組みをただちにはじめる。

5. 5

既存の建築関係規則に障害のある人のための環境改善を組み入れるための取り組みをただちにはじめる。

5. 6

ESCAP 地域の各政府と障害問題にかかわる N G O の間に、アクセス・ネットワークを形成し強化する。その目的は、とくに技術開発、基準、手続き、経験と資源についての情報交換を促進することである。

5. 7

障害のある人にとって、職場のレイアウト、道具、設備、機械、そして器具をより使いやすくするための研究をただちに進める。

5. 8

標準の国内手話の開発に向けての取り組みをただちにはじめる。同時に手話通訳者の資格の制度化の取り組みもただちにはじめる。

5. 9

テレビ番組（とくにニュースとドキュメンタリー）および主要な公共サービスと施設、とくに警察、病院、裁判所、金融機関における手話通訳サービスの利用の保障にむけて取り組む。さらにほかの公共の場所でも代替りのコミュニケーションの方法を提供する。

5. 10

一般の印刷物を読むのが困難な人や朗読サービスの必要な人のために、点字、拡大文字、コンピューター・ディスク、カセットテープ、その他の適切な媒体を利用する権利を保障するために取り組む。

5. 11

すべての障害グループに役立つよう、字幕と音声描写を導入し増やすとともに、コンピューター機器、インターネット、ラジオ、電話、ファクス、その他情報や娯楽のための視覚メディアを利用しやすいように改善する。

6. 教育

(a) 重要課題

1995 年に教育分野の 7 つの目標が作られ採択されて以降、教育の考え方と実践をめぐって大きな変化があった。こうした変化を反映させるため教育の目標を改正する必要がある。

統合の概念は、今日ではより広く受け入れられている。障害のある子供や若者が兄弟や仲間とともに、地域の学校やインフォーマルな教育活動に参加する権利をもつことが認められている。教育プログラムは、多様なニーズをもつ子供たちにとってより効果的で、より責任をもったものにならないといけない。同時に、家族と地域の役割は強化される必要がある。21 世紀の初期には、ずっとより多くの障害のある子供と若者が、分離された場所ではなく統合された場所で教育を受けると予想される。

これらの変化は、ESCAP 地域の教育制度が直面している現在の問題の処理にとって重要な意味を持っている。多くの障害のある子供と若者が教育を受けられずにいる。多数の子供は学習障害をもっているが、教師はそれを理解していない。このため教育から落ちこぼれ、さらに社会・経済問題につながるかもしれない。他のグループは学校に残るものの、教育的ニーズ満たされない。

障害のある子供と若者の教育のための、政策とプログラムの開発と実行は不十分である。多くの ESCAP の国と領地では、なんらかの教育を受ける機会をもっているのは障害のある子供の 5 % 以下である。さらに統計の示すところによれば性別格差があり、少女の方が教育機会が少なくなっている。多くの障害のある子供や若者は、社会の片隅に押しやられたグループに属している。これらの子供と若者は二次的な不利益を蒙っているといえる。

障害のある子供と若者は、適切な形での教育、情報、レクリエーションの資料をほとんどあるいはまったく利用できない。障害のある子供や若者がそのような資料を利用できる

ようにするには、新技術の活用が不可欠である。このため著作権の問題が、関係する国連組織の部局とその他の国際組織、および著作権の所有者、製作者（例、作詞者、音楽家、作家、ソフトウェア作者）、資料生産者などの代表者による首脳会議で緊急に取り上げられ、そのような資料を障害者が利用できるよう明確な約束が確認されねばならない。この問題はまた国内レベルでも取り上げられねばならない。

「障害のある子供と若者」と「障害児（者）」という用語は同義的に使われている。これは、用語の好ましい使い方をめぐる ESCAP 地域内での相違を反映している。

これらの問題を取り扱うために、オリジナルの 7 つの教育の目標を下記のように修正するよう提案された。8 つの新目標が付け加えられた。これらの目標と勧告は、ESCAP 地域のそれぞれの国と領地の教育に関連する省庁に向けられている。

（b）勧告

6. 1

ESCAP 地域の各国・領地における障害のある子供と若者の就学を進め、障害のない子供との就学率の差を縮める。それを、オープンスクール、通信教育を含むフォーマル、インフォーマルな教育制度を通して達成する。

6. 2

「全ての人に教育を」を実現するため、全ての教育政策、計画、事業に障害のある少年、少女、女性、男性を含め、これらに十分な資金配分と適切な技術支援をおこなう。資金配分にあたってはまた、統合教育の場で障害のある子供と若者の効果的な教育成果が得られるよう、必要十分な支援の提供ができるようにすべきである。

6. 3

障害のある子供と若者の効果的な教育成果を上げるため、適切な教育補助者、福祉機器、および設備を確実に供給する。

6. 4

農村部と都市部の両方で、障害のある子供のための早期療育プログラムを、その家族や地域社会も積極的に関われるようにしながら、導入し、発展させる。また、障害のある子供の、一般の幼稚園・保育園への統合を促進する。

6. 5

障害のある子供と若者を含め、全ての子供と若者の就学継続率を段階的に上げる。

6. 6

障害のある子供を含め、多様な能力をもつ子供への効果的教育を確実なものにするために、教員養成訓練および現任訓練のプログラムを強化する。

6. 7

障害のある子供と若者を含めた、全ての子供のための総合教育カリキュラムを導入し、そこには科学、数学、技術、職業前教育および職業教育を確実に組み込む。

6. 8

障害のある子供への効果的教育を容易にするために、教育方法と教材の改造を推進する。その際、知的障害、盲ろう、重複障害、自閉症、学習障害、行動障害、言語、コミュニケーションに問題のある子供と若者の教育のにとって適切なものを確実に含むこととする。

6. 9

教育制度の焦点を見直し、障害のある子供と若者のために、学科中心から生徒中心のアプローチへ変換させる、適切な政策、法律を開発する。

6. 1 0

障害のある子供と若者の効果的統合教育を促進するため、補助教員、福祉機器、その他必要とされる援助を含め、支援の機構と体系を強化する。

6. 1 1

障害のある子供と若者への統合教育の提供にあたって、家族や地域社会の参加を推進し、支える。

6. 1 2

教育プログラムに、障害のある子供と若者を統合する方向に政策担当者、行政の管理および技術職員、および学校管理者と教員を意識づける。

6. 1 3

教育担当省庁が、障害のある子供と若者の教育に対する責任を負うことを奨励する。

6. 1 4

早期幼児教育から、初等・中等教育への移行を適確にし、さらにそこから職業前訓練を含めた、援助を伴う卒業活動への参加、そして第三次教育（高等教育）と雇用への参加を確保する。

6. 1 5

障害者が、教育、情報、娯楽に関するアクセス可能な形での資料に容易に接近できる法的権利を主張する。ここには、一般に著作権法で規制されている資料の録音、転写、翻訳、再生、活用の権利が含まれる。

7. 訓練と雇用

(a) 重要課題

経済の国際化、そしてオートメーション、情報工学、新しい福祉機器の発展などの技術進歩は、アジア・太平洋地域の障害のある人々の雇用のみとおしを一変させた。これは時に新しい選択範囲を広げることにもあったが、しばしば雇用機会を減じることにもあった。

これまで公的機関は、障害のある人々にたくさんの雇用機会を提供してきた。しかし ESCAP 地域の多くの国においては、公的機関が縮小され、その機能の一部を民営化している過程にある。この傾向は、求職障害者の雇用機会の確保にかかわる人々にとって大きな問題となっている。このため、民間セクターでの職を得るか、自営業を推進するかの選択が求められている。さらに、障害のある人々の雇用機会を広げるために、経済組織のすべての分野が直ちに開放される必要がある。雇用に関する改定目標と新目標は、これらの新しい動向と発展を反映している。

障害のある人々への技術訓練は、伝統的に専門センターで提供されてきた。これら訓練コースで身に付けられた技術は、しばしば時代遅れで労働市場の需要を反映していない。障害者にとって、一般のトレーニングセンターにおいて新しい機会を広げることがますます強調されるようになってきている。それにより障害のある人々も、障害のない人々と同じように雇用の機会を持つことができるようになるであろう。障害のある人々にとってアクセスしやすい一般のトレーニングプログラムが早急にできることを求めて、また提供された訓練が雇用に直結する技術となるよう、目標が改訂された。

(b) 勧告

7. 1

障害のある人々が参加できるよう、一般の訓練プログラムを作り、そして必要な場合、参加条件や適格基準を改訂する。その際男女平等に留意し、低収入・貧困家庭出身の障害のある人々の参加に注意を払う。

7. 2

カリキュラムと支援サービス（物理的にアクセスしやすい訓練場所と設備、点字テキスト、手話通訳、訓練助手など）を開発、強化する。その目的は、障害のある人々が、全ての職業前訓練、職業訓練プログラムおよび見習いプログラムに完全参加でき、その後農村

部・都市部での有給雇用や自営業に結び付けるようにするためである。

7. 3

障害のある人々の公的および民間セクターでの雇用と昇進のための国の目標を設定する。そしてこれらの目標の達成を推進する政策を策定する（例えば義務的割り当て雇用、雇用主への雇用奨励制度、雇用主と被雇用者を対象とした特別キャンペーン活動、雇用主に対する技術援助など）。

7. 4

公的および民間セクター、障害者組織（DPO）、その他のNGOの代表を含む共同機関を設立し、フォーマル、インフォーマルな部門での新しい雇用と自営業の機会の情報を継続的に収集する。また、これら雇用機会に直結する技術トレーニングを実施し、旧式のトレーニングは廃止する。

7. 5

障害のある人々のための、男女平等を基本とした訓練および職業紹介の年次目標を設定し、遂行する。なお、この目標は全ての省庁（例えば、雇用、人的資源開発、農村開発に責任のあるもの）、政府の開発計画、雇用主組織と労働者組織、および障害のある人々の組織の共同行動のための目標とする。

7. 6

重度障害のある人々や支援環境を必要とする人々のために、適切な訓練と雇用の機会を提供する（例えば、生産センターの設立、自営業や援助付き雇用のためのサポートや福祉機器の提供、必要な場合の住宅の準備などを通して）。

7. 7

全ての農村部および都市部での、貧困の緩和事業、フォーマル・インフォーマルな部門での収入創出事業、そして自営業推進の事業において、障害のある人々の平等な参加を確実なものにする手段を導入する。

7. 8

起業技術訓練（この技術の中には、事業機会の発見、事業計画の策定、経営や簿記の技術が含まれる）、マーケティングや生産のための支援サービス、および無利子や低利子の融資の利用のための国の制度を作り、その効果的实施を図る。

7. 9

農村部においても都市部においても、（職業紹介サービス機関を含めた）公的および民間機関やN G Oが、就職させるべき障害者あるいは自営業を支援すべき障害者を確認する。

7. 1 0

障害のある人々の訓練や雇用を（たとえば環境改善、支援サービスや福祉機器の提供などを通して）進めるための資金を、重度の障害のある人々のためにも使う。

7. 1 1

全ての法、政策、雇用に関する団体協約において、（求人、昇進、解雇、人員削減などでの）障害のある労働者の権利を擁護する。

7. 1 2

アジア太平洋の発展途上国およびもっとも発展の遅れている国・領地の障害のある人々の訓練と雇用のために、人間工学、職場の改善、安全機器、その他の重要なテーマに関する調査研究を実行する適切な機関を確定し、委任する。そして、サービス提供者、利用者グループ、新しい雇用機会確認の共同機関、および他の関係機関との協議を通じて、改革を奨励し、調査テーマを確定する。

7. 1 3

訓練と雇用に関する法律が効果的に施行されているか、政策が効果的に実行されているか、そして関連する「10年」の目標が達成されているかどうかをモニターし評価する機構を、障害者の積極的な参加のもとに、設立する。

7. 1 4

国際レベルでも、国、地方、州・県、地区レベルでも、障害のある人々の雇用に関連する既存の用具や設備に関する情報を確認し、収集し、普及する情報センターを設ける。

8. 障害原因の予防と

9. リハビリテーション

（地域に根ざしたリハビリテーション（C B R）；保健と社会開発）

（a）重要課題

アジア太平洋地域の農村部やスラムに住む障害のある人々の大多数が、いかなるリハビリテーションサービスも利用できていない。とくに時間と費用の面で利用できないし、またサービスそのものがない。多くの国・領地では、予防、リハビリテーション、そして障害のある人々の生活の質を高める施策についての包括的国家戦略をもっていない。

障害問題が、政府の資金割り当てや計画展開において高い優先順位を得るためには、信頼できる包括的なデータが必要とされる。しかし、主にデータ収集の問題が解決されていないため、障害に関するデータは非常に限られている。

また、いろいろな開発分野の人材を支援するための、専門技術、情報資料、訓練資材や訓練プログラムも不足している。これは、予防事業やC B Rなどのサービスの発展にとって重大な支障となっている。これらのニーズに答えるためには、国内、国際間で資金を分け合うことを通じて、もっとたくさんの資金とその他の援助を確保することが必要である。

予防の努力とC B Rが支えられるよう、さまざまな分野での政策・計画が強化される必要がある。これらは、障害のある人々とその家族、地域社会の共同の努力を生かしつつ適切な保健、教育、職業、社会的サービスを届けるアプローチである。また、心理社会的問題（精神疾患）のある人々は、E S C A P地域の多くの国・領地でますます増加しつつあるグループで、かつあまりサービスを受けていないグループである。そして、E S C A P地域で人口高齢化が急速に進んでいる状況下、とくに障害のある高齢者のためのプログラムが必要である。

8. 障害原因の予防

(b) 勧告

8・1

5つの最も大きな予防可能な障害原因および喫煙、アルコールや他の薬物依存の予防に関連し、またそれらの予防に焦点を当てた、教育キャンペーンを開始する。その際男女の区別を明確にした人口統計データも活用する。なお、このキャンペーンは問題を取り上げているものであるが、障害のある人々の尊厳を支持するべきである。

8・2

ヨード欠乏症、ビタミン A 欠乏症、ポリオ、ハンセン病を、主要な国民保健問題でなくする。

8・3

すでに進められている優れた障害予防の努力を疎かにすることなく、以上の他の3つの予防可能な障害原因の発生率を大幅に減少させる。

8・4

対人地雷の製造、使用、販売を禁止する国際キャンペーンに正式に参加する。すでにこのキャンペーンの結果、対人地雷の使用、備蓄、製造、移転の禁止とその廃絶に関する条約が成立している。

8.. 5

もっぱら失明させることのみを目的としたレーザー兵器の製造と販売を禁止するキャンペーンにただちに取りかかる。

8. 6

道路安全、安全デザイン、建築物や設備の使用、個人利用のための防護用具の強制使用、および低賃金のため自費ではそうした用具を買えない労働者のための雇用主による提供、などの法律の開発と実行に着手する。

8. 7

発達障害の危険性をもつ新生児の超早期発見の制度を開発する。

8. 8

幼児の障害に関する早期の介入サービスを、政府、N G Oを通して推進する。

8. 9

子供の障害への早期発見・早期介入にかかわっている草の根のスタッフに対して訓練を提供する。

8. 1 0

心理社会問題のある人々への予防、早期発見、介入サービスのための特別な対策をはじめる。

8. 1 1

加齢に関連した障害の早期発見とその管理のためのサービスを始める。そして、障害のある高齢者の生活の質の向上のための活動を推進する。

9. リハビリテーションサービス

9. 1

障害関連の課題やサービスにかかわる活動の全ての過程において、障害のある人々とその家族の参加を大きく増進する。

9. 2

予防、リハビリテーション、そして、障害のある人々の生活の質の向上のための施策をしめす包括的国家政策を開発し、決定する。そこには地域に根ざしたりハビリテーション（C B R）を好ましいアプローチとして位置づける。

9. 3

貧困の緩和、保健、住宅、交通、人的資源開発、労働、教育、コミュニケーション、文化、旅行、政治的活動、災害対策事業などの一般のプログラムに、障害の問題を含める。とくに障害のある女性・少女に留意する。

9. 4

C B R プログラムをサポートする、全ての政府およびN G O の活動の調整を充実する。

9. 5

保健、教育、および社会開発分野に従事する人々の訓練カリキュラムの中に、予防とリハビリテーションの課題を取り込む。障害のある人々の生活の質の向上にかかわるその他の専門職の訓練に、障害問題を取り入れることに着手する。

9. 6

C B R 事業を支援するため、1978 年のプライマリーヘルスケアに関するアルマアタ宣言で強調されているように、全てのプライマリーヘルスケア（第1線保健医療）の事業に、リハビリテーションサービスを組み込む。

9. 7

政府とN G O を含め、専門家、資材、よい実践に関して、国と国との間で交流する取り組みを促進し、支援する。

9. 8

障害やリハビリテーションに関する実践研究や革新的なアプローチを開始、推進する。

9. 9

適切な方法で貧困状態と確認された障害のある人々のための社会保障施策を推進する。

10. 福祉機器

(a) 重要課題

障害のある人々の機能的自立を確実なものとすることは、彼らの開発事業や社会活動への完全参加に不可欠である。障害のある人々やその家族が適切な福祉機器を買うことができ、使えることは、彼ら全ての権利である。また福祉機器の効果的な使い方を障害者に訓練することも必要である。

ＥＳＣＡＰの発展途上国および最も発展の遅れている国々および領地の農村部・都市部の障害のある人々にとって、その土地の文化に合った、手に入れやすい価格の、国産福祉機器の調査研究と開発が必要とされている。

低コストで適切な福祉機器の生産・供給システムが開発、強化され、ＥＳＣＡＰ地域の障害のある大多数の人々のニーズに対応する必要がある。

(b) 勧告

１０．１

福祉機器の生産、供給、修理と保全を確実なものとするため、助成制度を含めた継続性のあるシステムと手順を構築するよう、早急に行動をおこす。その際、すべての障害者のニーズ、とくにもっとも無視されているグループのニーズに注意を払う。

１０．２

福祉機器、およびその製造、修理、保守に必要な部品、材料、備品の、とくにＥＳＣＡＰ地域からの、輸入に対する関税およびその他の税を免除するため、関税を管轄する省局と協働する。

１０．３

福祉機器、およびその製造、修理、保守に必要な部品、材料、備品の、とくにＥＳＣＡＰ地域からの、輸出入に関する通関手続きの簡略化に早急に取り組む。

１０．４

とくにその地方の資源を使った、その土地に合った（国産の）福祉機器の研究、革新、改良を奨励する。その際、これらの活動における指導的な機関と協働し、またこの目的のために資金、従事者、設備を提供し、さらにこれらの課題に関する国と国と間の情報交換を促進する。

１０．５

障害のある人々のための質の良い規格の福祉機器を供給するため、適切かつ継続的な地方の技術の開発をただちに奨励する。

１０．６

ＮＧＯと民間事業主が福祉機器の研究、国内生産、供給、保守を行うことを、税の減免や助成金を通して、強く奨励する制度の創設にただちに着手する。

１０．７

ニーズが最も高い地方レベルでのサービスを向上させるため、その土地にあった（国産の）福祉機器技術に関するスタッフ訓練を促進する。

1 1. 自助団体

（a）重要課題

障害のある人々の完全参加と平等を実現させるためには、障害のある人々自身が、自分たちの生活に直接影響する全ての課題に関する国の政策形成に、主要な役割を果たさなければならない。自助団体は、障害のある人々が彼らのニーズや希望を共同して声に出す手段である。自助団体間での調整と協議の不足は、この役割の効果を減らすこととなる。自助団体の全国フォーラムは共通の立場の形成を促進し、彼らの主張を強化する。

E S C A P 地域の国のいくつかでは、障害者の自助団体の役割への理解が欠けていた。このため、これらの国々では障害者の自助団体はまだ存在していない。もうひとつの課題は、障害者の組織において障害のある人々の組織・運営能力が低いことである。そのため地域社会で自信をもって効果的に活動できないでいる。いくつかの場合、自助団体の形成と強化を助成する環境にないことが重大な障壁になっている。

とくに片隅におかれているのは、スラムや農村部の障害のある人々、障害のある女性や少女、心理社会的な障害のある人々、精神保健サービスの利用者、H I V感染者、ハンセン病患者である。障害の種類を超えた既存の組織が、このような弱い立場に置かれているグループの問題をとりあげ、適切な場合には彼らをメンバーに加え、また彼ら自身の団体や組織を形成するよう奨励する必要がある。

効果的な指導と運営を行えるようになることが、E S C A P 地域における障害者の自助団体において引き続き主要な関心事となっている。

（b）勧告

1 1. 1

障害のある人々の自助団体の全国フォーラムを設立し、強化する。ここには農村部の自助団体を含めるとともに、とくに障害のある女性・少女、心理社会障害のある人々、精神保健サービスの利用者、知的障害者、H I V感染者、ハンセン病患者などの片隅におかれてきた人々のグループや組織を含める。

1 1. 2

農村部に住む障害のある人々に焦点を当てた、さまざまな障害グループの自助団体を形成する。これは相互支援、権利擁護、あるいは施策やサービスの照会を行ったり、また農村および都市の開発問題に携わるN G Oと協調する

11・3

「アジア太平洋障害者の十年」の行動課題の実施を促すため、国内調整委員会の管理のもとに、障害のある人々の自助団体と政府省庁、市民団体・民間セクターとの間の協議を増やすことをとくに目的とした機構を設立する。

11.4

障害のある人々の自助団体の設立や発展を支援するため、必要な資金割り当てを伴う国の政策を確立する。これはすべての地域を対象とし、とくにスラムや農村部を重視する。

11.5

障害のある若者や女性を含め全ての障害のある人々を対象とし、彼らをエンパワーして、地域で働く技術と自信を備えた、自助団体の指導性と運営に関する訓練トレーナーに育成する、能力形成プログラムを開発する。

11.6

全ての障害関係者に自立生活という理念を導入する。そして、障害のある人々自身の生活における自己決定・自己管理を尊重する手段を導入することにより、地域における自立生活の達成を促進する。

12. 地域協力

(a) 重要課題

「アジア太平洋地域における障害のある人の完全参加と平等の宣言」に最近調印国として参加した太平洋地域の国々を含めて、E S C A P地域の小さな国々は、「アジア太平洋障害者の十年」の行動課題の実行のための目標を遂行するために、援助とくに財政援助を必要としている。

(b) 勧告

12.1

「アジア太平洋地域における障害のある人の完全参加と平等の宣言」に最近調印国として参加した国を含めた小さな国々は、必要な財源と技術援助を求めて、国連開発計画と国連機構内の他の関係国にアプローチする。その目的は、各国が政策の開発と施行の能力を強め、それをつうじて障害問題に対する国民の理解を高め、さらに「10年」の目標の中から決める優先的開発領域への障害のある人々の参加を達成することにある。

アジア・太平洋障害者の10年の到達点

——1999NGO調査報告

2000年3月31日

アジア太平洋障害者の10年推進推進NGO会議（RNN）

事務局：（財）日本障害者リハビリテーション協会内

〒162 新宿区戸山 1-22-1

電話：03-5273-0601

Fax：03-5273-1523

